

平成28年第2回定例会
新冠町議会会議録
第2日(平成28年6月17日)

下線をクリックすると
該当するページへ移動します

◎議事日程(第2日)

開議宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 [会議録署名議員の指名](#)
- 日程第 2 [一般質問](#)
- 1 武藤勝罔議員 [「防災対策について」](#)
- 2 " [「国保税の引き下げについて」](#)
- 3 " [「JR日高線の復旧について」](#)
- 4 堤 俊昭議員 [「イベント・講演会等の後援\(共催・協賛\)の基準は」](#)
- 5 " [「教師の多忙改善策は」](#)
- 6 長浜謙太郎議員 [「子育て支援の充実について」](#)
- 7 氏家良美議員 [「認定こども園ドレミの待機児童対策及び運営について」](#)
- 8 竹中進一議員 [「ICT時代におけるわが町の取り組みについて」](#)
- 9 但野裕之議員 [「レ・コード館開館20周年について」](#)
- 10 " [「公共施設内駐車場の維持管理について」](#)
- 日程第 3 [議案第31号 平成28年度新冠町一般会計補正予算](#)
- 日程第 4 [議案第32号 平成28年度新冠町下水道事業特別会計補正予算](#)
- 日程第 5 [議案第33号 平成28年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算](#)
- 日程第 6 [議案第34号 平成28年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算](#)
- 日程第 7 [議員派遣の件](#)
- 日程第 8 [発議第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書の提出について](#)

日程第 9	発議第 2号	<u>道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について</u>
日程第10	発議第 3号	<u>平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について</u>
日程第11	発議第 4号	<u>地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について</u>
日程第12	発議第 5号	<u>医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書の提出について</u>
日程第13	発議第 6号	<u>子ども・子育て支援新制度に対する意見書の提出について</u>
日程第14	発議第 7号	<u>TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書の提出について</u>
日程第15	会議案第4号	<u>閉会中の継続調査について</u>
日程第16	会議案第5号	<u>閉会中の継続調査について</u>

閉議宣告

閉会宣告

◎出席議員(12名)

1番 竹 中 進 一 君	2番 堤 俊 昭 君
3番 氏 家 良 美 君	4番 但 野 裕 之 君
5番 武 田 修 一 君	6番 須 崎 栄 子 君
7番 椎 名 徳 次 君	8番 秋 山 三 津 男 君
9番 武 藤 勝 圀 君	10番 長 浜 謙 太 郎 君
11番 鳴 海 修 司 君	12番 芳 住 革 二 君

◎出席説明員

町 長	小 竹 國 昭 君
副 町 長	中 村 修 二 君
教 育 長	杉 本 貢 君
会 計 管 理 者	堤 秀 文 君
総 務 課 長	中 村 義 弘 君
町 民 生 活 課 長	佐 渡 健 能 君
税 務 課 長	湊 昌 行 君
保 健 福 祉 課 長	鷹 嘴 寧 君
建 設 水 道 課 長	坂 東 桂 治 君
産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	島 田 和 義 君
企 画 課 長	佐 藤 正 秀 君
教 育 委 員 会 管 理 課 長	工 藤 匡 君
教 育 委 員 会 社 会 教 育 課 長	山 本 政 嗣 君
診 療 所 事 務 長	坂 本 隆 二 君
特 別 養 護 老 人 ホ ム 所 長	山 下 利 幸 君
総 務 課 総 括 主 幹	新 宮 信 幸 君
保 健 福 祉 課 総 括 主 幹	八 木 真 樹 君
町 民 生 活 課 総 括 主 幹	山 谷 貴 君
建 設 水 道 課 総 括 主 幹	関 口 英 一 君
建 設 水 道 課 総 括 主 幹	本 間 浩 之 君
産 業 課 総 括 主 幹	坂 本 博 君
教 育 委 員 会 社 会 教 育 課 総 括 主 幹	竹 内 修 君
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	長 谷 川 誠 君
収 納 対 策 本 部 次 長	田 村 一 晃 君
税 務 課 総 括 主 幹	杉 山 結 城 君
企 画 課 総 括 主 幹	佐々木 京 君
代 表 監 査 委 員	岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長	原 田 和 人 君
議 会 事 務 局 副 主 幹	曾 我 和 久 君

(開会 10時00分)

○議長(芳住革二君) 皆さん、おはようございます。

◎開議宣告

○議長(芳住革二君) ただいまから、平成28年第2回新冠町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(芳住革二君) 議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(芳住革二君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番 氏家良美議員、4番 但野裕之 議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長(芳住革二君) 日程第2 一般質問を行います。通告の順序に従い、発言願います。武藤 勝圀 議員の「防災対策について」の発言を許可いたします。武藤 議員。

○9番(武藤勝圀君) 9番武藤です。大きく3点。1点目は防災対策について、2つ目は国保税の値下げについて、3つ目はJR日高線について、この3点について伺います。1点目、防災対策について、昨日も函館で地震があった訳ですけれども、東日本大震災から5年、さらに4月ですか。熊本で地震が起きまして、改めて自然災害の備えが問われていると思います。防災のまちづくりは大震災の教訓で、熊本地震や身近な防災対策を問いただす機会となっており、その観点から7点について伺います。1点目ですけれども、一昨年ですか、広島県さらに道内では礼文町で土砂災害で大きな被害が出ました。新冠でも土石流の危険で38箇所、地すべりの危険箇所2箇所、そして急傾斜地崩壊が20箇所、計60箇所が土砂災害の危険箇所数と報告されておりますけれども、これら今後の整備計画について伺います。2つ目ですけれども、建設から50年以上経っている老朽化の橋梁。これが新冠には8橋あります。これらの管理・整備計画について伺います。3点目ですけれども、現時点での自主防災組織の組織率は幾らになっているか。平成26年度は72.2%となっておりますが、その後の進捗状況について伺います。また、地域防災マスターこれは、昨年の3月議会で同僚議員からも質問されておりますが、その後の状況について伺います。4点目、カンパン、インスタント麺、缶詰、飲料水、レトルトご飯、みそ汁な

ど食糧の備蓄の状況について伺います。それから5点目ですけれども、災害時の大きな問題なのがトイレだと思います。それでマンホールトイレ、バイオトイレこれが今注目されておりますけれども、新冠でも導入について、検討すべきと思いますが、これについての見解を伺います。6点目ですけれども、熊本地震で被災者の住民票や罹災証明の発行遅れの要因の一つとして、災害時の業務継続計画BCPの未策定が指摘されております。この業務継続計画は、今の段階ではまだ市町村に義務化はされておられませんけれども、本町においても災害時の業務継続計画の策定は必要と思いますが、その点について伺いたいです。それから7点目ですけれども、先日10日に政府の地震調査委員会が、今後30年以内に震度6弱以上の揺れが発生する確率を示す全国地震度予想地図を発表しましたけれども、それによりますと、浦河が全国7位の確率で64%とされた訳ですけれども、この新冠近辺での活断層について、町として把握している点があれば、それについて伺います。

○議長(芳住革二君) 答弁を許します。小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 武藤議員の質問にお答えします。まず始めに、1点目の町内の土砂災害危険箇所数は60箇所となっておりますが、これらの今後の整備計画についてお答えいたします。近年、全国で多発する土砂災害に対し、国民の生命と身体を守るために、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法が制定され、平成13年4月に施行されているところでございます。土砂災害防止法は、土砂災害が発生する恐れのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転推進等のソフト対策を推進する法律でございます。本町に点在します土砂災害危険箇所数は、議員ご指摘のとおり、土石流危険渓流箇所が38箇所、地すべり危険箇所が2箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が20箇所の合計60箇所となっております。この60箇所につきまして北海道建設部は、平成24年度より土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域の指定を目的とした基礎調査を開始し、平成27年度までに土石流危険渓流箇所7箇所、急傾斜地崩壊危険箇所8箇所、合計15箇所の基礎調査を完了し、7箇所が土砂災害警戒区域の指定済み箇所となっております。残る8箇所につきましては、現在、町への意見照会及び当該区域に係る住民説明などを経て、土砂災害警戒区域の告示を行う手続きを進めているところでございます。今後の計画につきましては、指定に向けた基礎調査を平成28年度に、土石流危険渓流箇所7箇所、急傾斜地崩壊危険箇所7箇所の合計14箇所を実施し、平成31年度までには、残り31箇所の基礎調査を完了する予定となっております。その調査結果を基に土砂災害警戒区域の指定を行って行く予定であると伺っているところでございます。区域指定後は、町の地域防災計画や、ハザードマップ等の作成に反映させていくこととなりますので、更なる防災計画の充実が図られることになると考えているところでございます。また、60箇所の危険箇所のうち、施設整備が施されている箇所は、土石流危険渓流箇所が29箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が11箇所、地すべり危険箇所が1箇所の合計41箇所となっております。その他の箇

所につきましては、緊急性の高い箇所から整備して行くこととなりますが、各箇所を管理する機関が、国有地、民有地、町有地等に別れており、所管する関係機関と調整をし、取り進めて行くことが必要になってくると考えているところでございます。次に、2点目の建設から50年以上の橋梁が8橋ありますが、これらの管理、整備計画についてお答えいたします。本町の橋梁建設は、高度経済成長期における集中的な整備期間を経て、その機能が発揮されてきたところでございます。これから老朽化して行く橋梁に対し、地域住民の安全で円滑な交通を確保しつつ、これまでの事後保全的な対応から、計画的かつ予防的な対応に転換し、現在は橋梁の長寿命化によるコストの縮減を図ることを目的として、平成25年3月に町道の道路管理橋梁91橋のうち21橋について、平成35年度までの第1期新冠町橋梁長寿命化修繕計画を策定し、事業を取り進めているところでございます。

平成27年度末までの事業の進捗状況といたしましては、4橋の補修が完了しているところであり、平成28年度は1橋の補修を予定しているところでございます。ご質問の建設後50年以上経過している8橋につきましては、補修が完了している橋梁は、現時点で1橋となっております。今後の事業計画といたしましては、今年度から平成32年度までの5箇年で3橋を補修する計画になっておりまして、残り4橋につきましては、第1期修繕計画策定時において、安全性が確保されており、早期に補修を実施する必要がないとの判断から、平成35年度までに策定する第2期修繕計画で、対応して行きたいと考えているところでございます。また、平成26年度に近接目視による点検を5年に1回の頻度で行うことが、法改正により義務付けられましたので、平成30年度までに、91橋の点検を終えるべく、取り進めているところであり、この点検結果によりましては、修繕計画に計上されている21橋以外にも、補修を急がなければならない橋が出て来る可能性がありますので、その場合には、計画の変更手続きを行い、補修を取り進めて行くことにならうかと考えているところでございます。今後におきましても、橋梁の補修や修繕、更には更新等を行うことが見込まれており、厳しい財政状況にある中、いかに的確に対応するかが重要な課題となってまいります。橋梁を含む、道路付属物の維持管理を適切に行うことにより、地域住民の安全かつ円滑な交通に支障が及ばぬよう、更なる予防保全、老朽化対策の強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。次に、自主防災組織の組織率についてですが、34自治会のうち、組織しているのは17自治会で、組織率は、50%となっております。ただ、これは自治会の組織率でございますので、住民でいきますと、市街地の自治会が全て入っておりますので、人口割合でいくと50%ではなくて、70~80%の割合になっているところでございます。また、北海道地域防災マスターにつきましては、認定研修会の開催案内を町広報で周知し受講を呼び掛けておりますが、現在のところ、認定されている方はおりません。なお、本年度の研修会が、7月30日新ひだか町で開催されることから、各自治会へ開催案内と受講の取りまとめを行っており、災害時に地域の防災リーダーとして活躍いただく「北海道地域防災マスター」の育成に努めたく考えております。次に、食糧品の備蓄状況についてですが、カンパン2296食、ビス

ケット600食、おかゆ500食、ライス900食、味噌汁900食を備蓄しておりますが、津波災害を想定した避難想定人数の2500人の3日分2万2500食に対し、味噌汁を除くと4296食の備蓄しかないことから、今後、年次計画をもって計画備蓄数を確保してまいりたいと考えております。次に、トイレの問題ですが、現在、凝固・消臭剤付の段ボール製の携帯トイレ1500個、折りたたみ式簡易トイレ15基を備えております。マンホールトイレに関しましては、津波災害で、市街地が浸水することを考えた場合「汚水処理の可能なマンホールが存在するのか」慎重に検討する必要があります、微生物により排泄物を分解するバイオトイレが実用的であると考えられることから、整備を検討してまいりたいと考えております。次に、業務継続計画についてですが、行政が被災し、資源制約下であっても、災害対応等の業務を適切に行うための計画をいうもので、「町長不在時の代行順位、職員の参集体制」「庁舎使用不能時の代替施設」「電気・水・食糧等の確保」「災害時の通信手段」「行政データのバックアップ」「非常時優先業務の整理」について規定するものですが「新冠町地域防災計画」及び「災害時職員初動マニュアル」に網羅されていることから、業務継続計画の策定は行なっておりませんが、災害時、即対応するために、内容を簡潔にまとめた業務継続計画の策定を行いたいと考えております。なお、「非常時優先業務の整理」に関しましては、平成15年災害の経験から申し上げますと、避難市民の対応とインフラの確保が最優先され、その後、復旧・復興業務や各種行政手続きが行われましたが、担当職員の不足から、道より2名の職員の派遣を頂き対応した経緯があり、職員の確保が業務遂行にあたっては、最優先されることを教訓としており、優先業務を定めても、計画どおり対応出来ないこともありますのでご理解願います。次に、新冠町周辺の活断層についてですが、石狩低地東縁(とうえん)断層帯南部と言われる活断層があり、千歳市から安平町、苫小牧市、厚真町を経て、日高町沖合の海域に至る断層帯があります。新冠町においては、大狩部1から育成公社、新冠泥火山をとおり、新冠堤防線を経て新ひだか町に至る節婦断層がありますが、これは、活断層に認定はされておりませんが、平成15年9月26日の十勝沖地震では、震度6弱の揺れにより、新冠泥火山の液状化現象、駐車場公園道道の亀裂、更には新冠堤防線に沿った住宅に甚大な被害をもたらしたことは、記憶に新しいところであり、地震の際は注意が必要であると考えております。以上でございます。

○議長(芳住革二君) 再質問ございますか。はい、武藤議員。

○9番(武藤勝罔君) 今、わかったのですけれども、特に、土砂災害とか橋については膨大な金が掛かるのはわかりますので、ただ災害では場所を特定されている訳ですから、起きた後に、想定外だったとか、そういうことはもう許されない状況なので、ぜひその点、予算の関係もありますから、優先度を緊急度を把握して、取りかかってほしいと。そして併せて金の問題ですね。結局国土保全ということで金が足りないのは、はっきりしていますから、ぜひ道だとか国に対して、予算の確保を併せて要求して欲しいことをお願いしたいと思います。その点について如何ですか。

○議長(芳住革二君) はい、小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 武藤議員のおっしゃる通りでございます。これらはいずれも多額の事業費を要しますので、町の単独では出来る事業ではございません。やはり、国からの助成金を受けなければ出来ない事業でございますので、これにつきましては、開発期成会それから全道的な組織、それぞれの組織がございますので、それらの組織を通じまして、国の方に予算の確保。これを進めていきたいと考えておりますし、今もすでに29年度に向けての取り組みの運動と言いますか、そういうものはすでに進めているところでございまして、今年の8月くらいが来年の予算確保に向けてのピークかなと思っていますので、これからさらに本格的に取り進めたいと思っている次第でございます。以上でございます。

○議長(芳住革二君) 再々質問ございませんか。(なしの声あり)引き続き、「国保税の引き下げについて」の発言を許可いたします。武藤 議員。

○9番(武藤勝因君) 昨年も伺いましたけれども、国保税の引き下げについて伺いたいと思います。1点目、厚生労働省は2015年度からの国民健康保険の1700億円の財政措置について、町が行っている一般財源の法定外繰り入れ解消に使うのも可、被保険者の保険料負担の軽減に使うのも可と指導しておりますが、この点の認識について伺います。2点目、国保税の納入については滞納が多く、町民の負担も限界に来ていると思います。国からの支援金を活用して、国保税を引き下げるべきと思いますが、その点についての見解を伺います。3点目は、平成26年度の決算特別委員会で確認されたのは、特定健診などの受診率を向上させ、予防活動で国保会計を好転させれば、国保税値下げの展望も出てくるということでした。その観点から、特定健診などの受診率の向上あるいは国保税の収納率の向上などの対策にどう取り組むのか伺います。

○議長(芳住革二君) はい、小竹町長。

○町長(小竹國昭君) お答えいたします。この国保税の引き下げにつきましては、昨年も、同様の趣旨のご質問をいただいております。またお答えも同じようなものになると思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。国民健康保険の被保険者の構成は、退職後の高齢で無職の方や非正規雇用などの低所得で収入の不安定な加入者が増加している状況にあります。また、加入者の年齢構成も現役世代ではなく高齢化傾向にあることから、医療を必要とする方が多く医療費を押し上げる構造になっております。国民健康保険の費用負担は、医療給付費等に対して国及び道が50%を負担するものとされており、残りの50%を保険料軽減制度や保険者支援制度等の公費負担分と被保険者が保険料として負担することとされておりますが、低所得者を多く抱える小規模保険者等などにおいては法定外一般会計繰入を行い保険料負担の軽減措置を講じており、その額は平成25年度全国決算速報値ベースで3500億円が市町村の一般会計から繰入れられているところであり、本町においても、平成20年度の後期高齢者医療制度施行や医療費の増

加等により、収支バランスが悪化し、基金の繰り入れや一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っておりましたが、平成26年度に増え続ける医療給付費に対応するため、国及び道、町の公費負担を除き、被保険者の方が本来、負担しなければならない5千万円のうち、3千万円を一般会計で負担することとし、残りの2千万円を国保税の引き上げによる改正を行い、併せて、低所得者対策として1人当たり均等割りと1世帯当たり平等割の軽減率について、6割軽減を7割に引き上げ、4割軽減を5割に引き上げ、さらに2割軽減を新たに加えた改正も行いました。このように、本町をはじめ全国の市町村国保においては、医療費の増加と被保険者の担税力の低下により、国保会計の収支の均衡が図れず、一般会計からの繰り入れが恒常化していることと、国民皆保険制度を維持するために、国としても市町村国保の財政負担に対する支援を行うこととして、昨年度より国保の財政基盤の強化を図ることを目的に、市町村が行う国保税の軽減対策に対し、低所得者数に応じた公費による支援制度である「保険者支援制度」を平成27年度から1700億円拡充したものでございます。また、国では平成30年までに、さらに1700億円の公費拡充を講じ、総額3400億円の財政支援をもって国民健康保険の財政基盤の強化を図ることとしており、その効果として一般会計からの繰入金の解消が期待されるところです。ご質問にありました、平成27年度から国民健康保険への1700億円の財政措置に係る認識ですが、国からの支援金は低所得者対策として7割、5割、2割軽減を行う保険者へ対し、その軽減を行う被保険者の数に応じた財政支援の拡充を目的としており、被保険者の保険料負担を軽減するために使用できる財源とは認識しておりませんし、そのような国からの指導もないところです。また、支援金を活用し国保税を引き下げることに對する見解についても、先ほどご説明したとおり、本来、国保税で賄われるべき財源不足額の60%については町の一般会計から負担する考えに基づき保険税率を改正し被保険者の負担軽減に努めているところでございますので、これ以上の保険税の引き下げは適当ではないと考えております。3点目の特定健診等受診率と国保税の収納率の向上対策につきましては、特定健診は、特定健康診査と特定保健指導の構成となっておりますが、40歳から74歳までの公的医療保険加入者を対象とした保健制度で、国保の場合は国民健康保険法第82条に定められており、平成20年4月より保険者が実施することとされております。特定健康診査と特定保健指導は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)に着目した生活習慣病の早期発見と早期介入により、対象者の行動変容を促し、生活習慣病の予防とそれに起因する医療費の減少を目的としております。新冠町においても、現在、平成25年度から29年度の5年間をもって、第2期特定健診・特定保健指導等実施計画を策定し受診率目標等を設定し取り組んでいるところでございます。受診率の目標値としては国の定める特定健康診査等基本方針に掲げる参酌基準をもとに新冠町として特定健康診査受診率を平成29年度60%と設定しておりますが、平成27年度の速報値では29.8%に留まっているところでございます。受診勧奨についての取り組みについては、町広報を始め受診券送付時にアンケート兼受診申込用返信はがきの同封、さらに電話勧奨や自治会、老人ク

ラブ等の会合でのPR活動を行っておりますし、健診の受診者へは町指定ごみ袋の交付も行うなどの方策を講じて参りましたが受診率が低迷している事実も認識しているところでございます。未受診者のアンケート返信結果からは、病院に定期受診していることや仕事の休みが合わないこと、体調が悪くない等の回答が寄せられております。また、各種がん検診につきましても昨年度においてアンケート調査を実施しておりますが、職場での健診や個人で人間ドックを受診されている方、通院中や時間がないなど特定健診と同様の回答が寄せられております。ご質問にございます、健診受診率の向上対策としては、今年度4月に診療所医師を中心に看護師や保健師、社会福祉士などの専門職による地域包括医療ケア推進室を設置し、町民のかかりつけ医として日常的に町民に関わり、健康に関する相談や指導を行うと共に、医療講演会などの疾病の予防事業を保健師等と連携し担って行く体制を整備したうえ、今年度の重点目標として、病気の早期発見に繋がる特定健診受診率の向上対策と診療所での定期的予防接種を全種類接種可能とすることを設定したところでございます。これにより診療所へ通院中で特定健診が未受診である国保被保険者へ対する医師の積極的勧奨を行うことと、がんを始めとする疾病に関する医療講演会の開催、加えて診療所での健診体制については町保健師も積極的に関わりを持ちながら受診率の向上対策に努めてゆく所存でございます。次に、国税の収納率向上への取組みにつきましては、基本であります未納者への早期訪問等による納税相談及び納税指導を粘り強く行うとともに、納付場所や夜間窓口を増加させるなど、納税環境の整備を進めているところでございます。また、平成25年度より税務課内に収納対策本部を設置し専属職員による税務徴収や、管理職職員で組織する新冠町税等収納対策推進本部と連携を図りながら、納税に誠意が見られない場合においては滞納処分の実施等、毅然とした態度を示して来ました。平成27年度の収納状況でございますが、現年度の収納率は96.21%と過去最高値となり、滞納額を含めた平成28年度への滞納繰越額は、前年度と比較し、1650万円減少いたしました。ご質問にありました、さらなる収納率向上対策としましては、多様化する納税者のニーズに添った納税環境の整備を図るべく、今年度から全国のコンビニエンスストアにおいて納付が出来ますコンビニ収納制度をスタートさせました。また、口座振替の効果が高いことから、納税通知書を発送する際に同封しております口座振替の案内及び申請書を、より目につきやすくするために、ハガキからA4サイズへと変更し、口座振替利用を促す改善をしたところであります。いずれにいたしましても、収納率を向上させる即効性のある対策は極めて少ない現状でありますので、これまで続けてきた、早期訪問等による粘り強い地道な納税相談・納税指導を基本に、口座振替やコンビニ収納を活用しながら収納率の向上に向け、鋭意努力を続けて参りますのでご理解願います。以上でございます。

○議長(芳住革二君) 再質問ございますか。はい、武藤議員。

○9番(武藤勝因君) この受診率と収納率の改善は、医療費と国保税はリンクしていると思うのです。医療費が少なくなれば、国保税を引き下げる条件も出て来ますので、そういう点で受診率現在約30%の状況を60%に目標を置くことですから、大変積極的でよ

と思いますので、ぜひその点でがんばってほしいと思います。そして、さらに国保税の引き下げについては、また見解の相違となりますけれども、厚労省の指導で、私たちとしては文書は確かに保険者への支援金となっていますけれども、別なところでは1人あたり5千円ほどの軽減にも使えることで、謳っていますので、確かにそういう点で取り組んでいる自治体は、数が少ないですけども、北海道でも函館、旭川、釧路、北見とそういうところで、これを使って値下げしている訳ですから、ぜひ活用して欲しいと思うのです。やはり滞納は若干改善はされてきていますけれども、現在も約11.8%の滞納率の状況の中で、国保税の決め方自体にも問題あると思うのですけれども、被保険者が払えるかどうかでなくて、全体に必要な医療費を加入者に割り振る仕組みで、保険料が高くて払えない。さらに新たに払えない世帯が増える、その結果、保険税が高騰する。そういう悪循環に陥っている訳ですから、根本的に国の国庫負担がかつての50%から現在25%に減らされている状況が、根本的な原因だと思いますけれども、先ほど言いましたように、この国からの財政支援を活用して、引き下げをやっている自治体もある訳ですから、ぜひ新冠も出来ないか、その点について、再度町長の見解を伺いたいと思います。

○議長(芳住革二君) はい、小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 1点目の受診率の向上につきましては、町を挙げて向上に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。また、2点目のことにつきまして、いろいろ見解の違いが当然出て来る訳でございますけれども、一般会計から繰り入れ・繰り出しということにしている訳でございますが、年間5000万円程度不足するといった時点で、当然不足する5000万円について保険料で賄うのが原則でございますけれども、その部分を町がそのうち6割3000万は負担しているところでございますから、その時点で保険料の軽減を図っている。町が先取りして、軽減を図ったのだという考え方にもなるのかなと思います。ですから、5000万に例えば住民の方の保険税を5000万に上げていけば、国から来た段階でそれを充当すれば下げたのだなという印象になるかも知れませんが、先に3000万を町が負担するというのは、方針を打ち出して進めてございましたので、それにさらにまた、引き下げることにはなかなか、私どもとしても整理がつかないなと思っているところでございます。いずれにいたしましても、国としてもそういう保険者の方々が、大変低所得者の方々が負担が重くなっているという状況は、国でも私どもも言っておりますので、わかっておりますので、今まで1700億円であったものをさらに増やして3400億円にするというような話もございますから、これは消費税の関係もございまして、消費税を社会保障に向ける中で、こういう話も出てきておりますので、消費税の引き上げがなくなった段階で、果たしてこれがさらに継続されるのかどうか、それも心配されている訳でございますけれども、私どもといたしましても、国と一緒に低所得者に対する負担の軽減につきましては、今後とも、いろんな形で取り組んでいきたいと考えているところでございますが、今の時点では私どもが取り組んできた一般会計からの負担割合につきましては、従前通りの考え方で進めさせていただきますけれども、今後

も状況見ながら、慎重に対応していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長(芳住革二君) 再々質問ございませんか。(なしの声あり)引き続き、「JR日高線の復旧について」の発言を許可いたします。武藤 議員。

○9番(武藤勝因君) 3点目、JR日高線の復旧について伺います。日高線の早期復旧が遅れ、住民の不安が広がっております。地方創生のためにも、JR日高線は絶対になくしてはならない公共交通機関です。早期復旧の再開を求める立場から、2点について伺います。1点目は、運行可能な鵜川～門別間、様似～新冠間の早期運行再開をJR北海道に申し入れるべきと思いますが、この点についての見解を伺います。2つ目は、JR北海道側との話し合い経過を住民に説明し、住民と町村会などが一体となってオール日高で進めていくべきと思いますが、その点についての見解を伺います。

○議長(芳住革二君) 答弁を許します。小竹 町長。

○町長(小竹國昭君) 1点目の運行可能な鵜川～日高門別間及び、様似～新冠間の早期運行再開をJR北海道に申し入れるべきとのことですが、まず、鵜川～日高門別間につきましては、昨年5月の第1回臨時会において行政報告いたしました。日高町村会及び日高総合開発期成会が3月に行ったJR北海道に対する要望活動の中で、要望事項の一つとして「被災していない鵜川～厚賀区間、その後、9月に豊郷～清島間が被災しておりますが、その時点でまだ被災していませんでしたので、鵜川～厚賀間については、速やかに列車運行を再開すること。」として申入れたところ、その回答といたしましては、鵜川駅と静内駅以外に列車を折り返し運転する際の保安設備がなく、折り返し可能と思われる日高門別駅での折り返し運転を行う事としても、設備工事に1年程度時間が掛かることや、設備投資に新たな費用を要するなどの課題があると共に、日高門別駅で折り返し運転を行うと、富川駅から静内駅に通う高校生は、富川駅で列車に乗り、門別駅で代行バスの乗換えることと、逆に不便になる恐れもあるということで、当面は苫小牧駅～鵜川駅間で列車の折り返し運転を行い、鵜川駅～様似駅間はバス代行による運行体系を構築したいということで、その旨を報告いたしましたところ。また、運行する列車につきましては、自動車と同じように定期的な車両点検が必要となっており、その点検は苫小牧駅に併設する施設において行なわれることから、豊郷～清島間及び、厚賀～大狩部間の被災箇所を復旧しなければ、使用する車両の移動が出来ないため、様似～新冠間における運行は困難であるという説明を受けております。2点目のJR側との話し合い経過を住民に説明し、住民と町村会などが一体となって、オール日高で進めていくべきとのことですが、JR北海道との協議や早期復旧・運行再開に向けた要望活動をはじめ、各種の取組などにつきましては、その都度、議会を通じて行政報告により皆様にお知らせしているところでございます。また、住民の皆さんと町村会などが一体となり、オール日高で進めていくことにつきましては、

これまでも早期復旧に向けた署名活動を始め、JR日高線の活用に向けたアイデアの募集などに取り組んできましたし、今後におきましても各町、関係機関、各種団体、地域住民の皆さんと連携を図り、必要となる取組みや行動を展開していく所存でありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(芳住革二君) 再質問ございますか。武藤議員。

○9番(武藤勝罔君) 1点目ですけども、JRの動きを見ていると、話し合いのあれで、もう再開出来ないような、無理難題を押しつけて来ているような感じがして、自治体あるいは住民が再開は無理でないかと言うのを待っているような感じがする訳です。そういう点では、この多少若干お金がかかるかもわかりませんが、そんな多額でない訳ですから、ちょっと手を入れれば、動かすことの出来る鶴川～門別間だとか様似～新冠間。これの運行再開を求めていくのが現実的でないかなと思うのです。実際、見えてもレールは錆びていますし、枕木もだんだん使えなくなると思うのです。そういう点からも、JRのやる気を図る点でも、やはり現実にすぐ動かせる区間の運行を迫っていくのが大事でないかと思います。それと2点目の話し合いですけども、今まで今回5月26日が3回目ですよね。昨年12月に1回目、2回目は2月でしたか、見えていますと2ヶ月から3ヶ月に1回と。そういう点で、非常に住民は一刻も早く再開してくれという願いを持っている訳ですし、そういう点で、いろんなお金の問題だとか、それは事務方でどんどん進めていける問題だと思いますので、それをやって、そして、各町長やJRとの話し合いの場、それをもっと早く、出来れば1ヶ月に1回か、それぐらいのペースでやれないかなと思っ

ているのですけど、その点についてどうですか。

○議長(芳住革二君) はい、小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 1点目の部分的にもう少し運行出来ないかということですけども、これは先ほどもご答弁申し上げましたけれど、私どももこれはすぐにでも、やるべきだということで、去年の3月ですか、3月に申し上げて要求したのですけど、なかなかやはり億単位の信号機とか、安全面の設備が非常に重視されますので、億単位の費用が掛かることで、なかなかやれないというお話もございましたし、もう1点は、様似と新冠間については現実的に汽車をレールの上を走らせて、移動させるものですから、新冠から厚賀の方にはもう行けませんので、苫小牧まで運ぶということは不可能でございます。これは現実的に無理かなと思っ

でしたか。その対応にも人を取られることで、なかなか、日高線のことだけに専念してやれない状況もあったようでございます。私ども何回もそれは申し入れしているところでございますが、4回目につきまして、今いろいろ日程の調整等を進めているところでございますが、いずれにいたしましても、7月には4回目の開催をということで、事務方の方で担当者の協議を進めておりまして、いずれにしましても、私どもも利用促進策にしましても、いろんな面にしましても、実際にやるのはJRでございますので、JRがそういった作業をしていただかないと、利用促進策、こういうことをやったらどうかと言っても、そういうことによって、収入がどのくらい増えるかと、そういう算定というのはJRそのものがやることになりますので、JRの協力をいただかなければ、いろんなことは出来ませんので、JRの本当にそういった取り組みを真剣にやってもらわなければならない。それは会議ある時に常に申し上げているところでございますので、出来ればなるべく早く開催をしたいことで、今のところ7月の開催目指して取り組んでいるところでございます。

○議長(芳住革二君) 再々質問ありますか。(なしの声あり) 以上で武藤議員の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。再開は11時5分といたします。

(休憩 10時53分)

(再開 11時 5分)

○議長(芳住革二君) 休憩前に会議を再開します。次に、堤 俊昭 議員の「イベント、講演会等の後援の基準は」の発言を許可いたします。堤 議員。

○2番(堤俊昭君) イベント、講演会等の後援の基準について伺います。日々私たちの目や耳には、政治、経済、福祉、スポーツ等たくさんの情報が入ってきます。その中から取捨選択をし、知識・趣味等に役立てようとの住民は、たくさんいると思います。官からの発信であれば、信頼ができる情報となりますけれども、一方で、主催者が民間でありますと、どのような組織団体であるのかと警戒心が出てくることもなきにしもあらずかと思えます。そこで、主催者は一人でも多くの参加者を得たいとの思いより、チラシ・掲示物等に工夫を凝らし、集客の努力をするのだと思います。その方法の1つとして、住民の信頼の高い行政、教育委員会等に後援の依頼をすることになるかと考えます。私も体育協会の時代ほとんどすべての事業に教育委員会へ後援・協賛のお願いをし、快く引き受けていただき、当然参加者の増につながるという経験をして来たところであります。文化協会やPTA、教員の団体と社会的に認知をされている組織からの後援依頼であれば、何の問題もなく、OKということになるかと考えます。しかしながら、昨今原発の問題、集団的自衛権を含む憲法の問題さらに宗教や歴史認識の問題、ヘイトスピーチに係る講演会やイベントの後援の依頼に対して、主には政治的中立性を理由として後援を拒否する自治体が増えていることが報道されています。人種差別にあたることや、明らかに住民に不利益

を与える場合は拒否は当然だと思いますけれども、住民の学習をしたいとの思いに応えること、集会や討論の自由は行政として最大限尊重しなければなりません。しかしながら、判断に迷うケースが出てくるのが十分に考えられるところでもあります。各自治体においては、後援名義の使用基準との指針を設け、可否を判断している事例が多いように思われます。当町においては、後援名義の使用基準や内規は設置されているのか。基準があるのであれば、主な内容について伺い、ないのであれば判断基準をどこにおいて後援の可否を決定していたのか。また、拒否の事例はあったのかどうか。同様に公共施設の貸出基準、貸出拒否の事例等についても伺います。

○議長(芳住革二君) 答弁を許します。小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 後援の依頼にあたりましては、文書持参による口頭依頼や、文書の送達による依頼等、様々な方法で依頼がありますが、依頼のあった場合の判断基準として、後援の依頼主旨が明確であるか、町の施策の推進上、有益であると認められるか、営利を目的とするものではないか、全町的な規模若しくはこれに準ずるものか、政治的宗教的な中立性がたもてるか等を参酌し、後援承諾の有無を判断しております。判断基準を要綱等で規定している訳ではありませんが、昨今、判断の難しい事案が多いことも確かでありますので、当町としても、後援、共催、協賛の明確な基準をもって、判断する必要があると考えております。また、後援依頼を不承諾とした事案として、憲法をテーマとした「不思議なクニの憲法」上映会に対する後援依頼がありましたが、これは、主催者から直接要請や説明もありませんでしたし、政治的に賛否の議論が分かれている事案で、町として、政治的中立の立場から、どちらか一方に賛同しているような誤解を与える可能性があるかと判断したことによるものです。また、後援承諾の有無と、公共施設の使用許可は、必ずしも一致するものではなく、地方自治法では「公の施設の利用は、正当な理由がない限り拒んではならない」とされおり、許可にあたっては、後援承諾の有無に関係なく、各施設の設置運営規定に基づき判断しており、施設使用申請を却下したケースはございませんので、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(芳住革二君) 再質問ございますか。はい、堤議員。

○2番(堤俊昭君) 今の最初の答弁の中で、後援名義の使用基準等の必要性を感じているということでありましたので、これに合わせて文書によって、後援の承認申請書というものを作っていただいて、明確な理由とともに申請をしていただくと、そして判断基準を基にして、迅速に判断をしてあげるのが、住民に対して優しい行政かなと思います。改めて聞きますけれども、町長の今の発言の答弁の中で、政治的中立性という話がありましたけれども、昨今、高校生の主権者教育、この政治的中立性という言葉はよく使われますし、また、我々特別職も含めてかなと思いますけれども、公務員に対しては、政治的中立性を求められると、これはもう法律にあることですから、了解する訳でありますけれども、一方、町長が言うところの我々のような一般社会人町民に対して、町長が行政が求める政治的中立性、これはなかなか難しいと思うのですけれども、何をもってして政治的に中立な

住民と言えるのかどうかということについて、少し新冠町としての姿勢を示してほしいなと思います。もう1点ですけれど、今通告の後、6月の14日に定例会初日でありましたけれども、今ありました新冠町としては初めて後援を拒否したという事例、映画を見て、憲法を考えようという映画会をやりたいので、後援をしてほしいということであったと思うのですけれども、私も新聞を見て、電話番号書いてありましたので、新冠町のレ・コード館でやるのですね。という事で、後援はどうしたのですかということを知りましたら、新ひだか町と新ひだか町の教育委員会には断られましたと。ただ新ひだか町の社会福祉協議会には後援の了解を得ているのですと。新冠町にも電話だったのですけれども、お願いをしたところ残念ながら、今回はということで断られたということでありました。これは電話の印象でありましたけど、主催するグループは女性の主婦の映画の愛好会のグループということでありましたけれども、今言うような政治的中立性のことも含めて、そういった一般住民の方が憲法を学習しようということは、福祉を勉強しようということ、医療を勉強しようということと同じレベルだと思うのですけれども、私は断るのは如何なものだったかなと思うのですけれども、今一度初めて断った理由についても一度聞かせていただきたいなと思います。

○議長(芳住革二君) はい、小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 今再質問ございました、前半の部分は私聞いていて、理解出来なかったのでお答え出来ないのですけど、2点目は、答弁で申し上げましたように、中身は申し訳ないのですけれども、よくわからないで、文面等だけで判断すると、今非常に問題になっている憲法の内容で、どうも中立性が保てるのかなというのが自信が持てなかったこととございますので、特に説明を受ければ、あるいはわかったのかも知れませんが、表面的なことだけで判断いたしまして、中立性が保てるかどうかはまず後援するにあたっては、そういう立場で考えたものですから、お断りしたことでございます。1点目のことにつきまして、ちょっとお答えできることで、私理解しなかったものですから、もうちょっとわかりやすくご質問いただければと思います。

○議長(芳住革二君) はい、堤議員。

○2番(堤俊昭君) あちらこちらの自治体の拒否の理由の多くは、中立性が保てないといったようなことを理由にしている事例が多いと思うのですけれども、なかなか一般住民にあなたは政治的に中立性ですか。というのはなかなか難しいと思うのです。ただ町長は政治的中立性を持って、良いか悪いか判断しなければならぬ訳ですけれども、町長が行政が住民に求める政治的な中立性というのは、どういうことなのかなと。憲法の問題にすれば、興味のない人は中立性と言われるかも知れないけど、憲法を変えてよいという人もいますし、そのままでよいという人もたくさんいます。どちらかに偏ると中立が保てないということがおかしいのかなと思うのですけど、興味のない人が中立だということであれば、それはそれでわかりますけど、そういうことにはならないと思うのです。違いますか。

○議長(芳住革二君) 堤議員、質問の内容理解し難いんだけど、後援の話から少し外

れている気がするのですけども。住民に対しての中立性は無理な話だと思う。後援の内容のことを町長に聞いているのだったら、それを中立性を保つか保たないかの話だったら分かるのですけども、一般住民に対しての中立性というのは、講演に来る人方の考え方だし、それは町としては判断出来ない気がするのですけど、そこら辺まとめて下さい。

○2番(堤俊昭君) わかりやすく言えば、町長は要請を受けたけれども、中立性が保てないと思うので、今回はお断りをしたと。その中立性というのはどういうことなのか。ということを知りたいのですけども、ダメですかね。

○議長(芳住革二君) それならわかると思います。小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 中立性というのは、言葉の通りだと思いますけれど、どちらかにも偏ったようなことではない内容のものであれば、後援をしますという、そういう中立性というのはそういう言葉だと私は理解しております。

○議長(芳住革二君) 堤議員。

○2番(堤俊昭君) 今後のことがありますから、きちっとここで方向性を付けておかなければならないと思って聞くのですけども、町長、今の中立性はおかしいですよ。電話だけのやり取りにしても、新冠町の皆さん、みんなで憲法を考えましょうということだけだった訳です。それをもって中立性がないという判断はおかしいなと思います。僕も電話でなくて、直接頼んでみればよかったね。という話はしましたけども、いやいいんです。と、そんなにこだわっていなかったようなんですけども、そういうことを考えると、ちょっと違うのかなと思いますけど。

○議長(芳住革二君) はい、小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 微妙なやり取りだと思いますけど、やはり、中身がよくわからないからなのですけど、中立性ということは、一方に偏らないことだと思いますので、その中身は賛成もあるし、反対もあるかも知れません。ですから、そういうような両方を含んでいるようなのであれば、よいのかも知れませんし、町の行政として先ほど質問ありましたように、やはりそれだけ信頼のあるものだけというふうに、町が後援するなり、主催することは、それだけきちっとしたものが無ければ、易々と簡単に後援だという訳にも参りませんので、その辺はしっかり吟味した中でやらなければなりませんので、来て十分にお話しで説明もあれば、それは理解出来たのかも知れませんけれど、私ども接触した中では、これはやはり中立性という面では、欠けるなという判断をさせていただいたことでございます。

○議長(芳住革二君) 引き続き、「教師の多忙、改善策は」の発言を許可いたします。堤議員。

○2番(堤俊昭君) 平成25年春にOECDが教育に関し、様々な調査を実施しました。その中に、教師の勤務時間調査があり、加盟34カ国の平均は週38時間であったのに対

し、日本は54時間と断然の1位との結果になっています。その後ということになるかと思えますけれども、文科省が教師の勤務時間等について、昨年(平成27年)の11月に全国の451校を対象に調査を実施し、1万人から回答があったとのこととあります。結果、中学校の教師は1日平均の勤務時間が12時間6分、最も長いのが教頭、副校長の12時間53分、小学校においても大差ない結果となっています。毎日4～5時間の時間外勤務となっています。さらに自宅に仕事を持ち帰り、採点や翌日の授業準備等に1時間30分を費やすとのこととあります。私には身内に教師もいますし、先生は忙しいとの認識はありましたけれども、これほどとは思いませんでした。1ヶ月の時間外が80時間以上となりますと、過労死の警戒ライン40時間をはるかに超え、危険水域に入っていることとなります。どのように認識をされていますか。一方で、文科省の調査とはいえ、この数値は本当なのだろうかという疑問に感じることもあるのも事実であります。文科省の調査や結果は、さらに分析が出来るのであれば説明をお願いしたいし、時間外の要因、当町の実態は調査をしているのかどうか。実態は文科省の報告通りなのか等について伺います。さらに文科省は、教師の負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保する。として、ガイドラインを出しています。これを参考に業務を効率化するようにとの具体的な項目も示し、要請があったところとありますが、どのような取り組みをされているのかについて伺います。

○議長(芳住革二君) 答弁を許します。杉本教育長。

○教育長(杉本貢君) 堤議員からのご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、学校現場を取り巻く環境は、学力向上の取組をはじめ、児童、生徒に社会の中で生き抜く様々な力を身に付ける授業の充実を努めることは基より、いじめや暴力行為等の諸問題の発生、特別支援を必要とする児童生徒の増加、不登校の対応等、年々複雑化・困難化しており学校に求められる役割は拡大・多様化しております。そのような中で、OECD国際教育指導環境調査につきましては、学校の学習環境と教員の勤務環境に焦点をあて、無作為抽出した国公私立192校の中学校校長及び教員を対象としまして、平成25年に調査されました。ご指摘のとおり日本の教員の1週間あたりの勤務時間は参加国最長の53.9時間でありまして、1ヶ月の残業時間に換算すると約56時間であり、教員の多忙化が指摘されております。文科省においても、平成18年度に実態調査を行っておりまして、その調査によりますと、休日を合わせた1ヶ月の平均残業時間は校長が約36時間、教頭が約63時間、教諭が42時間でありました。これらの経過から、文科省では平成26年度11月に、教職員業務実態調査を行っております。調査については、学校の業務に係る負担や改善策に係るデータを収集し、学校現場の業務実態を明らかにする目的により「学校調査」「教職員個人調査表」の2種類の調査を、地域規模、学校規模を考慮して451校を調査対象として実施されております。結果につきましては、ご指摘のとおり、中学校教諭の1日の平均在校時間は12時間6分で持ち帰り時間が1時間44分と報告されております。教員の勤務時間は時期によって異なり、調査時期が期末テストの採点、学期末の成績処理の時期と重なったこともあり、年間を通しての勤務実態とは言えないため、にわか

に過労死に至るものとは、捉えておりません。また、当町の小中学校はこの実態調査の対象となっていないため、当町における実態については把握しておりませんが、聴き取り調査によりますと、小学校では大半の教員が午後6時過ぎには退勤している状況で、中学校においては部活指導もあり、行事等のある繁忙期には7時過ぎまで大半の教員が居残っている状況であります。次に、学校と教職員の勤務実態の把握に関する調査研究の分析についてですが、本調査では、教職員がどのような業務に従事し、どのような業務に負担感を感じているのかといった視点に着目し調査されておりまして、その結果によると、業務を負担と感じる項目で最も高いものは、「国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応に関する業務」でありまして小中学校の教頭職、教諭で80%を超える状況であります。次いで2番目に「研修会や教育研究の事前レポートや報告書の作成」、3番目に「保護者・地域からの要望・苦情等への対応」、4番目に「児童・生徒、保護者アンケートの実施・集計」となっております。昨年7月27日に出された「学校現場における業務改善のガイドライン」では、この勤務実態調査に基づき、改善策を次のように5点示しております。1校長のリーダーシップによる学校の組織的マネジメント、2教員と事務職員等との役割分担など組織としての学校づくり、3校務の効率化・情報化による仕事のしやすい環境づくり、4地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくり、5教育委員会による率先した学校サポートの体制づくり。これらの対策とともに、文科省では、平成28年3月に「教育職員の時間外勤務等の縮減のための実践事例集」を作成し、通知表の電算化や職員会議の効率化、定時退勤日の設定等、各学校の取組みが紹介されておりますが、当町教育委員会における取組みといたしまして、まず人的支援として、各学校へ加配教諭を配置し、特別支援員、学習支援員の配置。次に管理職の負担軽減として、校長会、教頭会の参加による現状把握と事務の軽減、学校開放事業の管理委託、各学校へのメール等周知及び回答による事務の簡素化、また地域の人材の活用として人材バンクの活用、総合学習における予算措置等を行っております。次に縮減に向けた学校の取組についてですが、定時退勤日を月1回職員会議の木曜日と設定し、縮減強化月間として、年2回、運動会、学習発表会が終わった6月・10月に設定し、また、職員会議の効率化にも取り組んでいる状況であります。部活動については、月曜日を生徒会・学級活動を優先日とし、木曜日は、職員会議・研修日のため基本的に休止し、また、定期試験1週間前の休止や休日においては、半日程度での効果的な指導、授業日においては、放課後の2～3時間程度で活動が終わる工夫などの取組を行っています。今後、PTAの協力を得る取組を行い、実効性のあるものへと高めて参ります。以上のように学校教職員の勤務実態については、業務の多様化に伴い、年々多忙化しているのが実態ではありますが、各学校、学校長がリーダーシップを取りながら、縮減に向けた取組みを実施しており、また、教育委員会としても、学校と連携を図りまして、負担軽減に向けた取組みについて更に協議を進めたく考えておりますのでご理解いただきたく存じます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。堤議員。

○2番(堤俊昭君) 教師の適正な勤務時間については、やはり学校が正常に運営をされていることが一番の条件になるということで、その努力と、今時間の縮減に向けて、様々な方法で具体例でも挙げて、努力をしているということを聞かせてもらいましたし、また、文科省のとおりなら、大変な事態だなど思いましたけれども、文科省の数字とは随分違うということで、少しは安心したところでもありますけれども、教育長の答弁の中に今少しありましたけれども、主に中学生ですけれども、部活について、先生の負担が大きいことで、平日でも常に2時間程度は練習ということになると思いますし、土日につきましては、大会であるとか発表会ということで、付き添うということで、この実態が教師の勤務時間の平均値を大きく引き上げていると思います。私、随分以前ですけれども、これは、教師の勤務時間ということもありましたけれども、主には生徒の技術の向上ということで、コーチを外部委託したらどうですかという話をしたことがありますけれども、民間の人がコーチをしている姿を見たことはある訳でありますけれども、そういったことについて、どのように取り進めてきたのかについて、聞きたいと思いますし、また、部活について、自分がほとんど専門的な技術も知識もないので、負担に思っている先生も7割程度もいると。これは報道でありましたけれども、目にしたこともあります。そういった事情で、これは中教審でありましたけれども、部活動を指導する外部顧問制を導入したらどうかということで、答申をしたことでもありますし、また、文科省においても土曜日曜の部活の引率を民間の方でも出来るようにするといったことも調査検討をしているということで、それに先駆けて、少しずつ自治体においても、部活動の顧問の民間人登用というのも進めている事例も目に付いている訳でございます。費用の問題等もある訳でありますけれども、すでにそういう事例も出て来ている訳でありますから、新冠町もそういうことに積極的にチャレンジをして、さらに教師の勤務時間の適正管理ということに努めてほしいと思うのですが、その点は如何ですか。

○議長(芳住革二君) 杉本教育長。

○教育長(杉本貢君) 再質問ということでございます。議員ご指摘のように、教員の正規の勤務時間を超えての学校に残っての仕事という実態がある訳でございます。取り分け、中学校の教員の時間が多いということが結果から、わかる訳でございます。ご指摘のように、大きな要因として部活動の指導というところがあるというのも、私も同感なところでございまして、6月14日付の読売新聞、日経新聞に記事がございましたが、文部科学省が6月13日に教員の長時間労働を改善する方策をまとめた。議員から中教審のお話もございましたが、中教審の答申に基づいてかと思いますが、特に、部活動について中学で週2日以上、高校で週1日以上を目安に休養日の設定を徹底し、教員の負担を軽減するよう校長に求める。また、ご指摘のありました教員以外の部活動指導員も制度化し、配置を促すと。近く各教育委員会等に通知する予定ということが6月14日付の新聞に載ってございました。文部科学省も前回の調査に基づき、中教審の答申に基づき、このような通知を発する運びになったのかなと思っております。教育委員会におきま

しても、外部講師のことにつきましては、検討してこなかった訳でございますが、安全面ですとか、保障、待遇の面ですとかその方の指導の面ですとか、それから体罰の問題ですとか、生徒指導上の問題ですとか、いろいろと検討し具体的な人選、固有名詞に至っていなかったのが事実でございます、教育委員会としても若干検討した経過がございます。議員ご指摘のようなことで新聞に同じことが載ってございましたので、ご紹介いたしました、教育委員会はこの通知文に基づきまして先生方が、子どもたちと向き合う時間を確保出来ると。本業の1時間1時間の50分、45分の授業に集中出来ると。その準備が万全に出来ると。そういう環境を作ることが、支援することが教育委員会の役目と捉えてございますので、そういう立場で努力していきたいと考えてございますので、何とぞご理解を賜りたいと思います。

○議長(芳住革二君) 再々質問ございませんか。(なしの声あり) 以上で、堤 議員の一般質問を終わります。次に、長浜 謙太郎 議員の「子育て支援の充実について」の発言を許可いたします。長浜 議員。

○10番(長浜謙太郎君) 10番長浜謙太郎です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いまして子育て支援の充実について一般質問をさせていただきます。待機児童の問題が世間を賑わせ、大きな反響を呼ぶ話題となり、政府もその対応と解決に向けて、各種施策を打ち出しているところであります。これらの事情は、決して対岸の火事なのではなく、当町にも大いに起こり得る可能性があることであります。少子化対策と子育て支援の拡充は、切っても切り離せず、そのような中、政府が発表している少子化社会対策大綱にも、3世代同居が盛り込まれており、政府は少子化対策が一番の目的であると言っております。具体的には、親世代から子育ての支援を受けることで子育て世代がより子育てしやすく、働きやすい環境を整えていくこととなります。少子化対策大綱では、祖父母等による支援や家族において、世代間で助け合いながら子や孫を育てることが出来るようになるため、3世代同居や近居を希望する人がその希望を実現出来るように、3世代同居や3世代近居を支援するための優遇策も検討されております。また、政府は保育園の待機児童の緩和と介護の自助、共助の促進を目的として3世代同居、3世代近居を少子化計画に盛り込んでおります。2010年の国勢調査によると、3世代同居率の全国平均は11%であり、1位は山形県の約38%、北海道は約8%の43位とあります。周産期医療へき地や出産出来る病院から遠隔地であっても、出生率が高い地域において総じて言えることは、産業が安定していることと同時に、3世代同居率が高いことが挙げられます。そこで、まずは1点目として、当町の3世代同居について、その世帯数と割合について伺いたいと思います。もちろん住居環境や経済的事情により、同居することが出来ない場合もありますし、多世代同居にはメリット、デメリットどちらも介在することでしょう。ですが、子育て世代の父母にとっては、家事・育児のよき理解者よき協力者である祖父母の存在は大き

く、子どもを見てくれる環境にないために働きたくても働けないというジレンマが解消され、さらには子育てに関わる負担感やストレスも軽減され、社会進出の後押しとなります。祖父母にとっては、孫とのふれあいが老化防止や健康の維持増進に新たな生きがいにも成り得ることでしょう。孫の存在は親子関係、世代間交流の接着剤であり、潤滑剤でもあります。これは地域内においても言える事です。祖父母個々の子育て力、孫育て力が向上することにより、今後地域ぐるみで子育て孫育ても可能となってくるでしょう。新冠町は、行政も高齢者も子育てに理解があり、子育てしやすいという評判があるとよそから人を呼び込む材料にもなります。当然身内ではない子どもと関わりを持つことにより、リスクと責任の所在が発生しますが、地域における子育ての担い手として経験豊富で時間的・経済的にも余裕のある祖父母への期待は大きく、可能性が秘められております。町として、この教育力を生かさない手はありません。そこで、次に2点目として、3世代同居並びに3世代近居の祖父母による孫育てに関し、子育て事情の今と昔の違い、いわゆる世代間ギャップを埋め、情報が共有でき、相互扶助の習慣の確立と相互コミュニケーションが円滑となることを目的に、祖父母手帳を子育ての指標と成り得るツールとして、導入する考えはないか。以上の2点につきまして町長の見解を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(芳住革二君) 答弁を許します。小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 議員から質問のありました「子育て支援の充実について」お答えします。1点目の「当町の三世代世帯数及び割合」についてですが、平成22年国勢調査の数値では、新冠町における三世代世帯数は、169世帯であり総世帯数2374世帯の7.1%に当たります。日高管内で見た時、えりも町の11.5%に次ぐ高さであり、また日高管内の三世代世帯率5.6%を上回るほか、北海道の三世代世帯率3.9%を大きく上回る三世代世帯率となっています。質問内容にもありましたが、「三世代同居」あるいは「近居」は、世代間で助け合いながら子や孫を育てるため、安心して子育てが出来る環境として有効であることは十分認識するところです。次に2点目の「祖父母手帳の導入」についてですが、当該手帳は、祖父母が孫の面倒を見る際のガイドブックの役割を担うほか、三世代家族のコミュニケーションの役割を担っているとされています。冊子を使った子育て支援、及び子育てガイドについては当町においても行っているところですが、祖父母を対象とした孫の子育て支援手帳については、当町にはございません。しかしながら町が行う幼児児童の子育て支援についての相談は、町職員による個々の相談対応といった、さまざまなケースに直接的に対応することを主体と考えていますので、今後においても、まずは町職員による個々の対応を充実させた中で進めて行く所存です。また祖父母とその子、そして祖父母と孫をつなぐコミュニケーションの役割としての「祖父母手帳」については、その効果について情報収集と検証を行い、冊子という形にこだわることなく、町民ニーズを含め検討したいと考えています。未来を担う子どもは、まちづくりの礎であり、全ての子育て世帯が安心して暮らせるまちづくりを、そして子どもたちが心豊かで健やか

に育まれる取組みを推進して行く所存ですので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長(芳住革二君) 再質問ございますか。はい、長浜議員。

○10番(長浜謙太郎君) ご答弁いただきありがとうございます。当町の子育て支援は、ソフト・ハードの両面で大変手厚く他町に羨まれ、胸を張れるものであると実感しております。子育てには、それぞれの考えや方法があり、正解がある訳ではありませんが、世代間においてささいな行き違いや、擦れ違いが生まないようにお互いが直接言いにくいことを伝える手段として、行政が何らかの形で携わることが望ましく、子育て支援は自助と公助そのどちらも欠けることがなく、いわば両輪として機能していくことが理想と考えます。今後も地域ぐるみで臨む子育て支援体制の充実に向けて、各種取組みを推進いただきたく存じます。1点目の当町の3世代同居について世帯数で169戸、割合でいきますと7.1%ということでしたが、この数字を受けての多い少ない、高い低い、管内で2番目ということですが、町長の印象、町長はこの数値をどのように感じておりますか。また、今後予想されるこの数字の推移とその対応についてはどのように考えるでしょうか。お願いいたします。

○議長(芳住革二君) はい、小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 3世代同居の割合が管内では上位にある訳でございますが、これは私は望ましい形だと思ってございます。今言われておりますふるさと創生の中でもこれは出てきているのですが、やはり先ほどもあったかと思えますけれど、新冠町は第1次産業の農業の町であり、農業が基幹産業の町でございますので、農業をしっかりと推進していくためにも、やはり子育てもしっかり出来るように、祖父母と一緒にいることが安心して営農にも臨める訳でございますので、そういう意味でも私は、3世代が非常に望ましい訳でございますけれど、お話がありましたように同居じゃなくても、近居という表現もございまして、近くに祖父母がいるということは、いずれにいたしましても、町の基幹産業振興の上でも、子育ての上でも大変これはよいのではないかなと思っておりますので、そういう点で私は、今後ともこれは、推進を出来ればというような思いをしているところでございます。以上でございます。

○議長(芳住革二君) 再々質問ございませんか。(なしの声あり) 以上で、長浜議員の一般質問を終わります。昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

(休憩 11時51分)

(再開 13時00分)

○議長(芳住革二君) 休憩前に引き続き会議を再開します。次に、氏家 良美 議員の「認定こども園ドレミの待機児童対策及び運営について」の発言を許可いたします。氏家 議員。

○3番(氏家良美君) 3番氏家です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告

に従い、認定こども園ドレミの待機児童対策及び運営について質問いたします。昨年、認定こども園ドレミが5周年を迎え、5周年を冠とした運動会やお遊戯会、参観日など園での生活の一端を見せていただいて、子どもたちが生き生きとしているのは、本当によい施設、よい環境が整っていること。そして何より、園長をはじめとする先生方の熱心で、愛情のある指導の賜物であると保護者としても感謝しているところです。そこで、2点お伺いします。1点目ですが、政府は重要政策の1つとして、待機児童ゼロの実現に向け、対策を打ち出していますが、少子化とはいえ国の制度としては、女性の社会進出を促す意味でも子どもを預けることが出来る政策を進めており、さらに新冠町においては、ドレミの保育料についても子育て支援の観点から支援しているということで、子どもを預けやすい状況にあります。現在の新冠町の現状では待機児童は出ていませんが、ドレミの定員から考えますと、本年度中にも定員を超える可能性があると思います。新冠町として、子育て支援に力を入れていることから、待機児童を作るとは避けたいと考えますが、定員を超える状況が出た場合、新冠町においての具体的な対策があるのか見解を伺います。次に、2点目ですが、保育士、保育助手の募集、待遇、人員配置のあり方について質問いたします。全国の保育施設での事故は依然多く、死亡事故も発生しています。これらの事故は、認可・認可外の区別なく起こっており、認定こども園においても、少なからず起きているのが現状です。問題のある施設も中にはあったと思いますが、ほとんどの施設に運営上の問題があったとは思いません。逆に言えば、万全の体制にあっても起こり得ることであり、また、それはドレミにおいても、可能性はゼロではないことだと思います。やはり子どもを預ける親としましては、安心・安全を第一に考えていただきたいと思っています。保護者としましては、保育士不足の状況は不安材料の1つです。ドレミにおいては、現在保育士等の募集を行っている状況ではありますが、採用に至らず、保育士が不足している状況にあると思います。全国を見ましても、同様の状況、またはそれ以上の不足の状況にあると思いますが、この状況に対して、保育士確保のために安倍首相は、保育所の月給を引き上げる方針を1億総活躍国民会議において表明しました。新冠町においては、安心・安全の認定こども園ドレミの運営を考える上で、現状では先生方のモチベーションの高さに頼っている状況にあると感じており、その体制を続けるのは今後の保育士の採用にも影響してくると思います。新冠町において、保育士・保育助手の待遇は、町の給与規定等で定められており、民間の保育施設より悪いとは思いませんが、保育士・保育助手の確保の観点からも出来る限りの配慮やさらに余裕のある人員配置による保育士の負担軽減についても考えていくことで、安心・安全な園運営が出来ると考えますが、現在の人材募集、待遇、配置についてどのような考えを持っているのか見解を伺います。よろしくお願いたします。

○議長(芳住革二君) 答弁を許します。杉本教育長。

○教育長(杉本貢君) 氏家議員からのご質問にお答えいたします。議員から質問のありました「待機児童の発生の可能性及び今後における取組み方針について」お答えします。

国は、進む少子化に歯止めをかけるべく、平成27年度から子ども子育て支援新制度を実施し、子育て環境の充実と養育に要する経済的負担の軽減を図るための各種政策を実施することで子どもを産みやすい、そして子どもを育てやすい社会環境の構築に努めているところです。これら一連の政策的効果もあり、保育所等に子どもを預ける保護者が増える傾向にある一方、保育所等の受入施設の不足や保育士不足の慢性化が待機児童を生じさせている結果となっています。全国の待機児童数は、昨年10月時点において4万5315人と5年ぶりに増加するなど、国が進める待機児童対策が待機児童の解消に効果的に繋がっていない状況にあります。待機児童の問題は現状、都市部を中心に顕在化していますが、当町においても発生の可能性は、常に存在し、当町の子育て中心施設、認定こども園ドレミでは幼児児童の総数が規定する定員165に対し164と、達しつつあります。これらの状況についての対応は、保育士等職員の増員及び施設内スペースの有効利用等により柔軟に対応することで受入を可能とするなど、出来る限りの受入対応をして来たところです。また平成22年に出された厚生労働省の「保育所への入所の円滑化について」の通知より、待機児童の解消を目的に、年度途中において認可上の定員を超えて保育所に入所させることが出来るとされており、定員の見直しについては、恒常的に亘る場合に見直しすることが示されております。そのため、園の定員に係る条例の見直しについては、今後、状況に応じ議会でご提案も含め検討して参ります。また、認定こども園の面積的受入能力が限界に近付きつつあるため、施設の増築改築等の見直しについて鋭意、検討協議も進めて来たところです。施設増築等の政策的判断に当たっては、国の子育て政策の方向性と生まれる子どもの数の推移の双方を十分に斟酌しなければならないと考えています。当町における年間出生数は、減少の傾向にあり、平成18年から平成22年までの5年間における平均出生数は年間43.6人であるのに対し、平成23年から平成27年までの5年間における平均出生数は、年間38.6人となっており、5年間の平均出生数比較では直近の5年間がマイナス5人となっています。出生数は、年ごとに増減があり一概に言うことはできませんが、減少傾向にあると考えています。国が行う政策効果としての入所需要と出生する子どもの減少傾向、この2つの要素を十分に鑑みたくえで施設に係る判断をすることも必要不可欠であることから、関係課による協議及び現在進めている公共施設についての検討協議とも調整を図りながら、最善の対応をするべく協議を進めて行きたいと考えております。いずれにいたしましても、ドレミ園で進めております質の高い幼児期の教育・保育を進める上での環境整備、地域の実態を踏まえた安心・安全な施設運営を図れるよう、今後も鋭意検討して参りますのでよろしくお願いいたします。2点目にドレミ園の人材の募集、待遇、人員配置の在り方についてですが、質の高い幼児期の教育・保育の推進につきましては、何よりも職員の資質向上が求められておまして、各種研修や職員会議等を通して向上に向けた取組みを図るとともに、安心・安全な施設運営を取り進めるために、国の基準に基づき、入園児に対応した保育教諭を配置いたしまして、ドレミの教育、保育を進めております。議員ご指摘のとおり、待機児童の増加についての要因の一つが保育士不

足でありまして、厚生労省の調べによりますと、「賃金が希望と合わない」といった待遇面の理由が最も大きく、改善に向けて国も検討しているようです。一方、当町における保育教諭の正職員については、専門職の給料表であります福祉職給料表が適用されており、既に改善が図られております。また、臨時職員の対応についても、平成27年度から施行されました「子ども・子育て支援新制度」によりまして、幼保連携型認定子ども園には保育教諭を置くこととされておりまして、この保育教諭は幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を併有することとされておりまして、そのため今までの保育士と新たに職級を上にした保育教諭の名称を加え、待遇の改善を図っております。次に人員の配置ですが、園においては、幼保連携型認定こども園設備運営基準の、各年齢の幼児に対する職員配置基準に沿って人員の配置をしております。その基準によりますと、0歳児については乳幼児3名に対し職員1名、1～2歳児については6名に対し職員1名、3歳児については20名に対し職員1名、4～5歳児については30名に対し1名とされておりまして、現在、その人的な要件については満たしておりますが、現在の募集については、4月当初、採用してございました臨時職員1名が自己都合により退職したため、現在、代替職員による対応をしながら、臨時職員1名を募集しているところですが、募集要件を満たすような人材がなく苦慮しているところでございます。今後も、引続き広報等手段を検討しながら募集を継続し、早期に人材配置ができるよう進めたく考えております。また、今回議決していただきました医療職及び福祉職養成修学資金貸付条例によりまして、保育士資格取得も要件に加えていただき、資格取得を目指す人材の財政的支援を図り、人材の充実が図れるよう、更に町長部局と連携したく考えております。いずれにいたしましても、質の高い教育・保育を進める上で、人材の確保、育成は園運営の要でもありますので、処遇、待遇につきましても、今後の国の動向を見ながら、担当部局と協議を進めたく考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。議員ご指摘のように教育委員会といたしましては、待機児童を出さないという考えと安心・安全など質の高い教育・保育を維持すると、ハード・ソフト量と質の両面から、今後とも教育行政を進めていきたいと存じますので、何とぞご理解のほどを賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長(芳住革二君) 再質問ございますか。はい、氏家議員。

○3番(氏家良美君) 待機児童を出さないという判断をするのであれば、答弁にもありましたが、現在のドレミへの定員の考え方の根拠の1つである保育スペースの確保についても考えていかなければならないと思っております。現在のドレミの増築等も検討されたとのことですが、現在の状況を考えますと、具体的に代替となる施設の検討を早急に進めることが必要と考えますが、具体的な案があるのかお伺いいたします。もう1点、保育教諭確保のための募集に関してですが、今定例会にて教育長の答弁にもありましたが、保健師等養成修学資金貸付条例が、医療職及び福祉職養成修学資金貸付条例に改正されたことで、介護福祉士、保育教諭についても、この制度を使えることになったことは、先進的な改正であり、人材確保に積極的であるとは思いますが、この制度を複数人利用した場合等、卒業

時に新冠町内で採用されないことも考えられますが、資格を活かして、就業し新冠町に住む場合は、例えば、半額を免除にするなどの配慮をすることによって、応募が増え、保育教諭の確保が出来ると思えますが、以上2点について見解を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長(芳住革二君) はい、杉本教育長。

○教育長(杉本貢君) 再質問2点ございましたが、1点目は代替的な具体的な案があるのかというご質問でございますが、私たちもいろいろと現在の保育・教育活動を維持しながら、あそこでの増改築がそういう教育活動を行いながら、あその場所での増改築が可能なのかと、また、建築の日数がどのくらいかかるのか、費用についてはどのくらいかかるのかということも含めて検討してきたところでありますが、当面は現在のスペースを有効活用し、出来る限り子どもたちの安心・安全を図りながら、質を下げない範囲において、現在のスペースにおいて、最大限受け入れをしていくことが、当面の考え方でございます。代替施設についてご質問ございましたが、具体的にここというところで絞り切ったものの案を持っている訳ではありませんが、現在鋭意検討しているところでご理解いただきたいと思えます。2点目の制度のことでございますが、新しい制度を作っていただきまして、ぜひその制度をご利用いただきたいと思っている訳でございますが、議員ご指摘のようにそのような場合ということではありますが、そういう場合については、現在出来たばかりの制度でございますので、これからの中でどのように運用していくかは、またこれからののかなと思えますが、一方では教育委員会の方で奨学金の制度を設けてございまして、高校、大学に進んで勉強される優秀な方に背中を後押しするという意味で、奨学金制度を設けてございまして、この制度を活用いただきますと、町内に戻ってきた場合、Uターンですとか、就職ですとか、後継ぎをされたという場合に対しまして、優遇措置を設けてございますので、ぜひ宣伝する訳ではございませんが、教育委員会の奨学金制度もぜひご利用いただければと思っているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長(芳住革二君) 再々質問ございますか。(なしの声あり) 以上で、氏家 議員の一般質問を終わります。次に、竹中 進一 議員の「ICT時代におけるわが町の取り組みについて」の発言を許可いたします。竹中 議員。

○1番(竹中進一君) 1番竹中です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問いたします。なお、今回の一般質問に関連いたす内容を本年第1回定例会にも述べておりますが、その後の取り組みについて具体的な進展が図られているのか。なかなか積極的な動向が見られないような状況に危機感を持つ者として、一部重複いたす内容もございしますが、通告に従い質問いたします。今やICT技術は、好む好まざるを得ず、職場や日常生活に深く入り込み、それをさらに自ら操作し、活用出来るものはより便利な生活に結びつくことが出来、職業的、社会的な地位間格差を解消することの出来る手段として、

また産業・経済・行政・教育・観光・防災・医療・福祉など、あらゆる分野で無くてはならない情報通信技術として、ますます進化し広がりを見せております。しかし、未だデジタルデバイドの状況を余儀なくされている地区が町内に存在しております。新冠町のICT環境を見てみますと、優先では、市街地とその周辺のごく限られた地域が、光回線とADSL回線双方の利用が可能ですが、それ以外の地区は、ISDN回線となっております。携帯電波は、ようやくLTE化されましたが、不感地帯も存在し、市街地とその周辺地域、それ以外の地域との情報交換の格差は甚だしく、3段階に分離出来、光回線整備済地域と携帯電波のLTEを利用している地域、もう1つは、携帯の不感地域があり、国の言う超高速ブロードバンド世帯カバー率99.98%に対して、2013年の調査で新冠町は53.1%となっており、デジタルデバイドの解消が出来ていない現状がここに存在いたしております。このような情報技術の恩恵を受けられない地域でがんばり、ICT技術を生かしたいと考える人々は、社会から取り残される疎外感のような状況にも追い込まれている気持ちになっているのではないかと思いますし、他の地域と差別化を図り、少子高齢化対策、移住定住政策など若者をターゲットとした人口維持戦略上、早急な改善を図って参らなければならないのではないのでしょうか。今やICT技術は世界中の庶民に広がり、第4次産業革命とも称されるようになりました。第1次産業革命は水力や蒸気機関による機械化、第2次は電力による大量生産、第3次はIT技術による生産工程の自動化、第4次はITの範囲が拡大され、ネットワークを介しヒトからヒトへ、ヒトからモノへ、モノからモノへ。ビックデータの活用、業務システム連携、スマート向上化が進められ、また、フェイスブック、ツイッター、ラインなどのSNSの普及、3Dプリンター、ドローンなど今はまだ3歳レベルといわれるロボットも10年後には大学生レベルになることを目指し、既に受け付け業務などで活躍いたしており、人手不足の一翼を担えるとメーカーは断言いたしております。このようなICT技術を私達は、様々な場面で好むと好まざるを得ず享受いたしているのではないのでしょうか。その一例は、町内小中学校すべての教室に採用されている電子黒板による学力の向上、近隣の町の学校においてもICT教育は注目され、新しい取り組みが進められて来ております。近年eラーニングといった形態の学習方法もあり、身近に塾もないために、学習意欲のある子どもや保護者は片道約1時間近くかけて毎日送迎している実態もございますが、塾などを併用するなど、その負担を軽減し、学習効果を上げていくことなどでの利用や、新ひだか町との医療連携により、遠隔地からデータの送受信による簡易な診療や調剤が期待されております。また、身近なところでは、テレビによるリアルタイムの天気予報などのデータ取得、高速道路のETC監視カメラ、町内でも動画による売り馬情報の配信がなされるようになり、管内の議会でもオン・デマンドによる議会中継がなされております。このような環境をさらに拡大活用することは、ひいては町の発展に大きく寄与することが期待されるところで、若年層はその技術を学校で初歩から習って来た環境がある訳で、将来にわたり積極的に興味のある分野や仕事に基本的な活用から、それを活かし、意欲的にスキルアップを図ることが出来ております。一

方、中高年の方々が新たにICTを仕事や日常生活習慣に取り入れるのは、相当の抵抗感があることが往々にしてあります。しかし、今の端末などの機器は、相当使い勝手がよくなって来ており、携帯電話を持ち、やがてスマートフォンを使いこなす中であって、パソコンがその延長線上にあるという状況になって来ております。触って動かしてみると、誰もが感動を覚えるような世界が開けて来ることは間違いありません。車も近い将来、自動運転が可能になり、工具や機械、農機具などでもコンピューター制御により、より安全で効率的な動作が行えるようになって来ています。新冠町の将来を見据えた時、超高速ブロードバンド光回線の整備への投資は、ぜひとも必要です。第1回定例会の一般質問に重複いたしますが、今年度総務省が示した情報通信基盤整備推進事業は、これまでの補助率が3分の1から2分の1になり、補助率は100%過疎債または辺地債の対象となるとあります。国全体の予算は27年度8億円だったものが28年度は4億円と半減いたしており、これは3分の1の補助率では負担が大きいと、手を上げる自治体がなかったため減額されたと聞いておりますが、今年度需要があれば、29年度以降増額の要求が可能との情報を得ております。が、しかし、新冠町も今手を上げず他の自治体からも需要の動向が無ければ、5年まで延ばせるこの事業予算もさらに減額されることも考えられますし、逆に需要が多ければ早く手を上げた自治体が優先されることとなると思います。そして予算要求は、今の時期に行わなければ、29年度実施とならないのではないかと思います。如何でしょう。仮に町内すべてFTTH方式(ファイバーストリング)で整備し、10億円かかったと仮定しても1年間の実質負担は1600万円と利子で過疎債が対象になる部分がありますと、さらに負担は軽減される計算となりますが、光回線の整備は、町民のインフラ整備な訳で、皮算用のようなざっぱな計算ですが、インシャルコストがかかり、さらにランニングコストの心配もされるでしょうが、多くの自治体が整備した光回線は、NTTに維持管理を委託し、その回線利用権をNTTが独占することで、バスター取引的(物々交換的)な契約で、費用の発生はないと伺っております。この取り組みへの進捗状況は、どのようになっておられるのかをお伺いいたします。もう1点、役場内はもとより大事な情報や大量のデータはクラウド化され、万が一に備え守られていることが進んで来ておりますが、近年、SNSなどの需要が急激に増大しているデータへの対応も出来ていると思います。新冠町も最近見直されてきている観光事業に、新冠町観光振興推進協議会の設立と運営に関わりながら、国の農山村振興交付金を受け、事業を展開していくこととなりました。国も4年後の2020年に訪日客数目標を4000万人。旅行消費額8兆円。2030年には6000万人15兆円へと当初計画を倍増させる方針を打ち出しました。道も2020年を目途に300万人を目指しております。新冠町は2030年までには日高本線が再開し、高規格道路が完成されていることが想像出来る訳ですが、この日高地方は、国土交通省のシーニックバイウェイからも漏れていて、21年6月に認定された国内7カ所の広域観光周遊ルート形成促進事業にも認定されておられません。観光では、なかなか脚光を浴びる状況にはなっていない残念な状況となっております。今までの観光ア

ピールは、紙やメディアや口コミが主でしたが、観光地におけるSNSの利用は、急速に需要が高まって来ております。昨今Wi-Fiの整備が各地で進み、その機能はアンテナを設置し、見通すことが出来れば、約1Kmまで有効で6カ国ぐらいの言語に対応出来、随時最大400回線の対応が出来るとのことです。観光客はモバイル端末を持ち、種々の情報を収集し、行動し、SNSによって瞬時によいこと、悪い事を判断します。よい情報が広がれば、お客の誘致に大変有効な媒体であると思いますので、Wi-Fiのさらなる整備について、わが町で具体的な戦略がまとまっておりましたらお伺いいたします。

○議長(芳住革二君) 答弁を許します。小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 1点目の国の補助事業である、情報通信基盤整備推進事業を活用した光回線の整備については、先の第1回定例会において竹中議員よりご質問をいただき、国の補助事業が、本年度から平成32年度までの5年間、これまで3分の1の補助率であったものが、財政力指数0.3未満の市町村は2分の1に嵩上げとなること、さらに、整備した施設の維持管理に要する経費の一部について、特別交付税により措置されることなども踏まえ、改めて未整備地区の整備に要する事業費の精査と、実施する場合の合理的な年次計画等について、調査・検討を進める旨の答弁をいたしましたところ。光回線未整備地区の整備に係る事業費は、NTT東日本において平成26年1月に現地調査等を行い算出したものであり、それから2年半が経過していることから、再度事業費の精査をNTT東日本に依頼しております。新たな事業費の積算については、8月中旬頃まで時間を要するとのことですので、これが出来上がり次第、整備方針等を含め議会に協議いたしたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。2点目のインバウンド観光に対応するWi-Fiの整備につきましては、主要な観光関連施設に整備することとなりますが、現時点ではレ・コード館及び道の駅、新冠温泉に設置されております。今後、光回線の整備が進みましたら、その他の観光関連施設についても設置が可能となりますので、その時点で設置について検討することになると考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

○議長(芳住革二君) 再質問ございますか。はい、竹中議員。

○1番(竹中進一君) ただ今の答弁で町長は取り組んでいるということで、しかし、NTTの再見積りをしてもらっていて、その結果が出るのが8月中旬であるということですので、問題は8月というのが来年度予算に間に合うか、ぎりぎりの段階だと思うのです。そこで来年度に間に合わすようにNTTに特に要請していくことで考えているのか。そのことについて、まずお伺いいたしたいと思います。それで再質問用意しましたので述べさせていただきます。誰もがいつでもどこでも超高速で快適なブロードバンドを利用出来るユビキタス社会を新冠町内に構築し、情報過疎地域から脱却しなければならないと思います。今はその絶好のチャンスの時ではないでしょうか。多額の費用をかけてどのように活かし、活用することは大きなポイントとなるところですが、葉っぱビジネスで有名な徳島県上勝町や同じく徳島県神山町の事例は、地域が離れて環境の違いもありますが、自治体のうち人口規模を見ますと、それぞれ1700人と、1600人の過疎の自

治体ですが、若年層から高齢者まで年代を問わずアイデアを出し合い、ICTを利用した町の活性化を実施している訳で、わが町もその可能性は十分にあるのではないのでしょうか。今年6月8日付の北海道新聞社の声に参考になりそうな投稿が掲載されていたので、一部を抜粋し、紹介させていただきます。見出しは、四季でパソコン習熟となっております。投稿された方は、日高管内日高町の主婦の方68歳となっております。まずパソコンを覚えたいという願いがやっとかない、昨年4月から地元の講座に通いました。から始まり、楽しみながら中間にあり、私のIT革命は続いております。で、括られておりました。先にも述べましたが、パソコンは決して難しいものではなく、ちょっとの時間や、やってみようと思えば、その視野が相当に広がってくると思います。そのためには、情報通信環境の整備に1日も早く取り組み、町民がその情報格差を解消された実感できる町にしなければならないと思います。また、一方で今後の観光入込戦略としてインバウンド観光への取り組み、馬などを活かした観光対策に町内の要所にはWi-Fiスポットを数多く設けなければならないと思います。町内で一口馬主を運営している事業所がございますが、馬とふれあうツアーを年に何回か行っており、1泊2日の日程に参加する人は300人から400人です。そうした観光客は、感動したことや風景などがあると、即座にSNSでつながっている仲間に世界中の人たちに配信してくれます。これは口コミに類するコマーシャル効果が大きいと期待されますので、Wi-Fiの整備にもぜひとも積極的に取り組んでいただくよう、その方針について再度お伺いいたします。

○議長(芳住革二君) はい、小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 説明いたしましたので、同じことになるかと思いますが、いずれにいたしましても、事業費がどのぐらいかかるか、それがわからないことには次の段階に進んでいくことは不可能でございますので、NTTの方にその事業費の算出をお願いしてございまして、その上で、これは、大規模な事業費を要しますので、議会にも十分ご説明し、そしてご理解をいただいた上で、次の段階に進んでいかなければならないと思っておりますので、私どもは、NTTの方に事業費の算出を今お願いしているところでございますので、それが出て来次第、次の段階に入りたいと思っておりますのでございます。決してこれを軽視することではなくて、私たちもご質問の中にもありましたように、必要性については理解しておりますので、私どもとしましては、肅々とこの事業には取り組んでいきたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

○議長(芳住革二君) 再々質問ございますか。簡潔にお願いします。はい。竹中議員。

○1番(竹中進一君) 取組んでいただけることで、返答いただきましたけれども、問題は来年度の予算に間に合わず気持ちがあるのか。それとも再来年でもよい状況なのか、1年間で相当な損失を被る面もあるのではないかと思いますし、また最初の質問で言いましたように、来年度全体の予算がどうなるかはそれぞれの自治体から上がってくる予算次第となっておりますので、予算次第によってはなくなる。4億円が2億円になるかも知れない。だけど、需要があれば30億でも40億でも予算要求することも伺っておりますので、来

年度に間に合わせるように急がせるか、このことについて最後をお願いします。

○議長(芳住革二君) はい、小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 環境を整えば、早くやることについてはやぶさかではございません。ただ、それに至るまでには相当の手續と、あるいは段階踏んでいかなければなりませんので、いきなり国の方に要請する訳には行きません。事業費を出した上で、いろんな検討しなければなりませんので、これは、きちっと手續をしていきたいと思っておりますし、大体物事はそうなのですけれども、急いでいけばいるほど、足元から固めていかなければ途中で進んでからいろんな問題が出てきて、元に戻ることになると非常に混乱しますので、私はきちっと足元を踏みしめて、一段ずつ整理すべきだと思っておりますので、そういった前向きなことでは取り組んで参りますけれど、今のところ来年間違いないとやるというようなことまで断言は出来ませんが、早めに対応していきたいと考えてございます。以上です。

○議長(芳住革二君) 以上で、竹中 議員の一般質問を終わります。次に、**但野裕之 議員の「レ・コード館開館20周年について」**の発言を許可いたします。但野 議員。

○4番(但野裕之君) 4番但野裕之です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、レ・コード館開館20周年について質問いたします。来年、当町の広告塔であり、人づくりの場でもあるレ・コード館が開館20周年を迎えます。レ・コード館のオープニングは国連平和大使を務めていた音楽家城之内ミサ先生作曲の飛翔にかっぷが合唱され、町民一人一人が力を合わせた町民総出の手作りで素晴らしいものでした。そうした中、町民の生涯学習やサークル活動への意識が高まり、城之内ミサ先生が名付け親となっている合唱団Vol.1が、また、レ・コード館内での井戸端会議の中からミュージカル劇団ど・こ〜れ新冠が誕生しました。さらにすばらしい町民ホールが完成したことから、南こうせつ野外ライブの流れを受け継ぐ、NPO法人レ・コード館自主企画委員会もホール事業を中心に社会教育事業をサポートする活動を始めました。こうしてレコードと音楽によるまちづくりの中で音楽に特化した社会教育事業が職員の努力の下、展開され、他の市町村の社会教育委員から高い評価をいただいています。これは、私が社会教育委員を務めさせていただいた時、社会教育の全道研究大会で分科会の実践発表を行った中でレ・コード館を中心とする社会教育事業について、質疑を受けた意見交換の中で評価されたものです。こうした中、社会教育事業の楽器体験講座からレ・コード館ジュニアジャズバンドが結成されました。こうしてレ・コード館開館時の精神が町民一人一人に脈々と受け継がれ、町民にとってレ・コード館が社会教育のよりどころとなっています。レ・コード館の誕生により、管内一の文化の香りの高い町となったと自負しているのは、私だけではないと思います。レ・コード館は社会教育施設と観光施設の2つの機能を持った施設であります。社会教育施設としては、十二分に機能し、まちづくりに寄与していることは言うまでもあり

ません。一方、観光施設としてはどうでしょうか。中心となるレ・コードミュージアムは開館時約1000万をかけてNHKの監修を受け、オープンしていますが、その高額な観賞料金が足かせとなり、大胆なリニューアルを行っていないことから、リピーターが取れない状況にあります。また、国内最大級のスピーカーゴトーホーンを設置していますが、ガイド付き有料レコード観賞と社会教育事業での月1回のレコードコンサートのみの活用だけで、十分にPRされていない状況にあります。開館10周年の時には多額の予算を計上して、華やかに記念行事が開催され、10年20年先を見据えたパネルディスカッションでパネラーから様々な提言がありました。しかしながら、この10年間その提言を検証し、新たな事業展開として、活用・実践されておらず、せっかくの提言が生かされていないように感じます。レ・コード館を評価するならば、社会教育施設としては百点満点。観光施設としては赤点と判断します。この2つの顔を持つレ・コード館を運営するのに町民はじめ職員が大変苦勞されていることは重々承知しております。結果として、社会教育施設としては成功を収め、まちづくり人づくりに大きな功績が残していることに間違いはありません。小竹町政はレコードと音楽によるまちづくりを標榜し、レ・コード館と共に歩みレ・コード館は町長の云うまちづくりは人づくりの核となり、成功を収めた定住移住施策の一因ともなっております。そこで、次のことをお伺いします。1点目、パネラーから素晴らしい提言をいただいておりますが、その提言をこれまでに検証したことはあるか。2点目、レ・コード館の功績とレ・コード館に対する自己評価はどうであるのか。3点目、今後レ・コード館はどうあるべきか。4点目、これら3点を踏まえた上で、開館20周年記念事業をどのように企画・構成するのか。以上4点について答弁を求めます。

○議長(芳住革二君) 答弁を許します。杉本教育長。

○教育長(杉本貢君) 但野議員からのご質問にお答えいたします。ご質問いただきましたとおり、レ・コード館は平成29年に、開館から20年の節目の年を迎えますことから、本年度の教育行政執行方針において申し上げますとおり、記念事業や館運営、更にはレコードの活用のあり方につきまして、先月から教育委員会内での検討に着手したところでございます。平成19年度の10周年の際には、関係する皆さんに実行委員会を組織いただき、手づくりの記念事業を開催したことが思い起こされますが、その後10年の歩みにおきましても、レ・コード館は、まちづくりや人づくりの中心的役割を担う施設として、多くの町民の皆さんに利用いただいております。私も館長として、町づくり理念でもあります、「人の心」を大切にする館運営に心がけているところでございます。そのような中、まず、ご質問の1点目でございます10周年記念事業の酒井塾におけるパネラーからの提言に対する検証についてでございますが、酒井名誉館長を始めとするパネラーの皆さんからは、『レコードやジャケットを活用したソフト事業の検討』や『町民参加型事業の継続』『レ・コード館の冠をつけた音楽コンクールの検討』など、貴重なご提言をいただきました。私どもは、これらご提言の趣旨を、『レ・コードと音楽による町づくりを、町民の皆さんとともに、誇りをもって推進していくこと』と捉え、町内外でのレコードコンサートや

各種音楽事業の開催に意を用いてきたところでございまして、今後もこの考えを継続して参るつもりでございます。次に2点目のレ・コード館の功績と自己評価についてでございますが、道の駅エリア内にレ・コード館が建設されまして、その展望塔の存在により、町内外の方々に、町の中心地を示すシンボルとして、大きな役割を果たしてきたものと考えておりますが、観光の施設機能としては、様々な課題とともに限界も感じております。一方、社会教育のソフト面におきましては、図書プラザや町民ホール、研修室が整備されたことによりまして、町民の皆さんが読書や文化・芸術に触れ、活動する機会が劇的に増加しており、生涯学習施設として大きな役割を果たしていると感じているところでございます。次に、3点目の「レ・コード館の将来像について」、及び4点目の「20周年記念事業の企画・運営」に関するご質問でございますが、冒頭で申し上げましたように、これらにつきましても、現在、教育委員会内部において検討を始めたところでございまして、予算も関係しますことから、今後、町長部局との調整も必要と考えております。検討にあたりましては、20年間の歴史を踏まえ、町の中心施設としての役割を十分意識して進めたいと存じますし、取りまとめた方針につきましても、10月を目途に、改めて所管委員会に報告の上、協議させていただく考えでおりますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(芳住革二君) 再質問ございますか。但野議員。

○4番(但野裕之君) 再質問いたします。ただ今の教育長の答弁は十分に理解出来ました。教育長にもう1点伺いたいします。開館10年時に飛翔にかっぷを合唱する計画もありましたが、難題が多く、実現しないで終わりました。当町の財産でもある飛翔にかっぷを開館20周年事業として発表する場を設けては如何でしょうか。提案でございます。次に、町長にお伺いいたします。町長の行政報告の2つ目の項目、新たな観光振興の取り組みについての中で、レ・コード館を観光施設として触れてはいませんが、町長自身レ・コード館を観光施設としてどのように評価しているのでしょうか。私自身は十分に活用されていないように感じます。レ・コード館を観光施設として、再構築する考えがあるのであれば、開館20周年を契機として、記念事業の中に、その考えを含めた内容を盛り込んだ企画・構成にすべきと考えます。来年4月に町長選があり、開館記念行事の時に現町長が続投しているのか、新しい町長が誕生しているのかわかりませんが、もし、新しい町長に替わっていたにしても、今、現職である町長が社会教育で成功したレ・コード館の施設運営を踏襲させ、観光施設としての問題点を検証し、改善策を提示した中で開館20周年を迎えるべきと考えます。町長に1点目として、レ・コード館の観光施設としての町長自身の評価について。2点目として、開館20周年を契機として、観光施設として再構築を図る考えはあるのかないのか。その考えがあるのであれば、観光施設として新たなスタートを切る上で、20周年記念事業をその意味合いを含めた企画・構成にすべきと考えますが、町長の見解を求めます。

○議長(芳住革二君) 杉本教育長。

○教育長(杉本貢君) 再質問で、平成9年6月4日に行われましたレ・コード館のこけら落としにおける音楽劇の飛翔にかっぶ、歌と踊りの演奏で朗読の創作と町民参加型のミュージカルということで、演劇、合唱、コーラス、きやり、太鼓等総勢約500名の町民の皆さんが関わったこけら落としの内容というふうに資料を見ますと、記載してあると。なお、その中に城之内ミサ様に作曲いただきました曲を参加者全員で演奏するという内容も記載されてございまして、思い起こしますと、こけら落としそれから10周年などを経て、新冠町が音楽によるまちづくりということで進めて来ている訳でございまして、議員ご指摘の中にもありましたように、平成10年4月1日には劇団ど・こ〜れが創立されるですとか、平成10年9月には城之内ミサさんに命名していただきました合唱団Vol.1が発足するですとか、非常にその後、レ・コード館ジュニアジャズバンドが出来て、定期演奏会をレ・コード館を利用して行われるですとか、また、最近では新冠中学校におきましては、吹奏楽部が昨年、一昨年と2年連続で金賞ということで、ギターで演奏する栄誉を受けましたし、また、近年では中学校の学校祭が合唱コンクールでレ・コード館のステージを使って、堂々とした合唱を披露するですとか、また最近では、ドレミのお遊戯会ということで、多くの町民にご利用いただき、音楽とレコードのまちづくりということが、ご指摘の部分におきまして、脈々と新冠町には根つき引き継がれて来ているのかなと思うところでございます。そのような意味で平成19年の時の10周年の記念実行委員会が劇団四季の公演ですとか、自衛隊の中央音楽隊の公演ですとか、酒井塾のシンポジウムですとか、幾つかの事業が展開されてございますが、先ほど申し上げましたように、先月から教育委員会内部で係長を中心に総括、課長が入りまして、検討を2回ほど重ねてきてございます。まだまだ検討を始めたばかりでございまして、ただいま議員からいただきました意見につきまして、十分に議題にのせて検討させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(芳住革二君) はい、小竹町長。

○町長(小竹國昭君) レ・コード館の観光施設としてはどうかというお話がありました。レ・コード館を建設する時にこれは、町民の方々からレコードを収集してはどうかとの意見をいただきまして、それがきっかけで、レ・コード館が出来た訳でございまして、平成3年の年だったと思っておりますけれど、その時、私も企画課長をやっております、これをどうするかという事で、いろんな検討を勉強したことはございます。初めはレコードだけ集めるということで、レコードの博物館的なそういうレコード専門にということでございましたけれど、やはり、これを1つの町おこしの事業にしようというようなことで、教育長からお話もございましたように、生涯学習の場、そしていろんな人の出入り出来る町民の方々の集えるようなそういうような施設にするべきだという町民からもいろんなご意見ございまして、結局、平成9年にオープンした訳でございまして、6～7年かけてこれは、本当に時間をかけて町の中でも専門に調査させていただきまして、専門機関NHKの方にも調査をさせまして、今のような最終的なレ・コード館が出来た訳でございまして、

やはりそれだけ慎重にこのレ・コード館の施設整備にはあつた訳でございますが、そういう面では、説明ございましたように、町民の方々の参加をいただいて、いろんな文化のレベルも上がりましたし、文化団体も非常に増えまして今でも40以上の文化団体がレ・コード館を利用して、いろんな文化活動をされていることでは大変すばらしい利用だと思っております。そういった中でももちろんこの施設が町外の方々にも来て頂いて、ぜひレコードを楽しんでいただきたい思いもございますので、そういう面では観光施設というようなこともあるかと思っております。最近、レコードに対する評価がまた随分変わって来ております。一時はレコードというのはほとんど製造されなくなった訳でございますけれど、近年は、レコードが音の良さが評価されておまして、レコードに対する考え方も変わって来ておりますので、これをやはり、そういった意味で、町外からも評価を受ける施設になってくるのではないかなと思っておりますので、観光施設というようなきっちり位置付けるかどうかは別といたしまして、町外の方々にもこの施設をご利用いただきたいと、そういう思いがございますので、そのためには、どういうふうに運営すべきかということは、これはしっかりと検討しなければなりませんので、内部で十分検討を進めたいと思っておりますが、外部の人から言わせると、展望塔を使ってレストランをやってはどうかとか、いろんなアイデアがございますが、それには、簡単にいかない面がございますし、相当お金のかかる話でございますが、非常にもったいないのではないかと。そういった面でのお客さんの利用に耐える施設になるのではないかなというような提案も一部いただいている面もございますので、今後、そういうような面からも、検討したいと思っております。私も、同じような施設といえますか、金沢市にあります蓄音機館というところに私も1度行って見ました。それほどあそこも観光の方はそんなに数多く来ておりませんが、やはり、一定の観光客の方々がそこに寄っておられることで、私も実際見て来ておまして、運営の仕方によってはそういう面でも入る人はどれほどいるかわかりませんが、町外にアピールすることも出来るのかなと思っておりますので、そういった面も含めて、今後十分に検討を進めたいと考えているところでございます。

○議長(芳住革二君) 再々質問ございますか。(なしの声あり) 引き続き、「公共施設内駐車場の維持管理について」の発言を許可いたします。但野 議員。

○4番(但野裕之君) 引き続き通告に従い、公共施設内駐車場の維持管理について質問いたします。当町の各公共施設において、施設内の清掃修繕等は適時適切に行われており、おもてなしの心で住民サービスの前段の気遣いが感じられ、来客者利用者に好感が持たれております。一方、最初に足を踏み入れる駐車場はどうでしょうか。施設内ほど気遣いをしていないように見受けられます。このように感じるのは、私だけではないと思っております。補修がなされず、ひび割れて劣化し、雨水で水たまりができる。放置されたアスファルトの傷みを目にした来客者は、どのように感じ取るのでしょうか。歩行時につまづきそうに

なる箇所もあり、危険極まりない状況でもあります。このような有様は決して好感を与えないことでしょう。施設内でおもてなしのサービスが行き届いているのに、施設内と外との違和感があると、せっかくのサービスが無駄になってしまいます。施設管理者は施設内ばかりに気を取られることなく、駐車場にもこれまで以上により一層の気配りをしてよいのではないのでしょうか。また、早期に簡易な補修工事をこまめに行うことにより、大規模な工事に至るまでの寿命が延び、かかる経費の負担軽減にもなります。そこで、次の3点について伺います。1点目、公共施設内駐車場の維持管理の実態は。2点目、補修工事を行う上での判断基準は。3点目、長期にわたる維持管理スケジュールは策定されているのか。町長の所見を伺います。

○議長(芳住革二君) はい、小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 公共施設内駐車場の維持管理についてお答えいたします。まず始めに、1点目の公共施設内駐車場の維持管理の実態についてお答えいたします。公共施設内駐車場の維持管理につきましては、それぞれの施設管理者が、駐車場の状況を見て判断し、必要に応じ修繕しているところでございます。降雨のあと、駐車場内に水が溜まることにより、通行する車両、及び歩行者等に迷惑がかかる様子であれば、舗装によるオーバーレイを実施し滞水しないように努め、また舗装の表層がひび割れてきましたなら、その部分を舗装補修合材にて修繕し、対応しているところでございます。今後におきましても、施設を利用する皆様に迷惑がかからぬよう、対応して行きたいと考えているところでございます。次に、2点目の補修工事を行う上での判断基準についてお答えいたします。それぞれの施設管理者の判断により、補修工事担当課の職員が相談を受け、技術的、工法的なアドバイスをし、対応しているという現状でございます。次に、3点目の長期にわたる維持管理のスケジュールは策定されているのかについてお答えいたします。駐車場に特化した長期にわたる維持管理のスケジュールは、策定してございません。公営住宅や橋梁等の構造物のように長寿命化修繕計画を策定し、その計画に基づき維持管理をしていくという管理方法は行っておりませんが、施設を管理する担当課の職員や、会議等で施設を利用する職員、及び地域の方々からも協力をいただきながら、これからも維持管理に努めて参りたいと考えているところでございます。

○議長(芳住革二君) 再質問ございますか。はい、但野議員。

○4番(但野裕之君) 各施設の駐車場の点検は、適時に施設管理者が行っており、担当課に申し入れがあれば、現場に出向き対応することですが、施設管理者の目視だけでは判断の個人差があり、適切な判断がなされないと思います。ある管理者は良し。としてもある管理者は補修が必要と判断するかも知れません。このことを解消するには、専門知識を身に付けた技術職員が定期的に巡回し、点検検査を行うのが最善策と思います。過度な負担をかけることなく、専門職員による定期点検を行うシステムを構築し、早目早目に対応すべきと考えますが、どうでしょうか。

○議長(芳住革二君) 小竹町長。

○町長(小竹國昭君) 公共施設は相当の数がございます。それぞれに責任者を配置して、施設管理をしている訳でございます。そういった中で、やはりそれぞれの施設の管理者が責任持って、管理することが大事だなと思っておりますし、また、それだけでは足りない部分もございますので、やはり気の付いた方々からご意見をいただいて、そして、お知らせをいただくということで、対応が出来るかなと思っております。毎月課長会議をやる訳でございますけれど、その時に建設水道課長は常に言っております。施設の中で何か気の付いた点があったら、随時いつでもよいから言ってくれと。というようなお話を、道路も含めて橋も含めてなのですけれども、建設水道課長から毎月職員の方に徹底して言っておりますので、そういう中で、それぞれが身近にある訳でございますので、出来れば、やはりそういう形で今後も問題が起きないように対応をしていければと思っておりますけれども、いただいたご意見も参考にしながら、今後も維持管理をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長(芳住革二君) 但野議員。

○4番(但野裕之君) 最後になります。今の町長答弁わかりました。実際問題それぞれの駐車場で、結構傷んでいるところがありますので、その分は早急に対応していただければ、幸いと存じます。

○議長(芳住革二君) 以上で、但野 議員の一般質問を終わります。これで、一般質問を終わります。暫時休憩します。再開は2時半といたします。

(休憩 14時12分)

(再開 14時30分)

◎日程第3 議案第31号 平成28年度新冠町一般会計補正予算

○議長(芳住革二君) 休憩前に引き続き会議を再開します。日程第3 議案第31号 平成28年度新冠町一般会計補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。なお、質疑は歳出からとし、項ごとに一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ明瞭簡潔に補正項目の範ちゅうで質疑を行うようお願いいたします。事項別明細書の10ページをお開き下さい。歳出の1款 議会費 から質疑に入ります。1項 議会費 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、2款 総務費 に入ります。11ページから12ページ 1項 総務管理費 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、12ページ 2項 徴税費 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、13ページ 3項 戸籍住民基本台帳費 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、3款 民生費に入ります。14ページから15ページ。1項 社会福祉費 ありませんか。はい、武田議員。

○5番(武田修一君) 5番武田です。おうるの関係の福祉車両購入補助金ということで、デイサービス送迎車ということで、支援することですけれども、この送迎車の現状ですね、

利用者数ですとか、送迎の頻度ですとか、その辺りの説明をお願いいたします。

○議長(芳住革二君) 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長(鷹嘴寧君) お答えいたします。社会福祉法人おうるの郷におきますデイサービス事業の車両に係る今回補助となります。使用頻度等につきましてでございますが、デイの定員が今10名となっております。登録者の方は18人が登録しております。今回更新する車両がですね、平成14年式の車両でございます。これを平成21年度に中古車で購入したものでございます。走行距離は現在23万キロを超えておりまして、老朽化により更新するというものでございますが、走行距離は1日片道60キロということで、1日120キロ程度の走行。そして走行時間につきましては、3時間程度ということでございます。それから、1日の平均の乗車人数といたしましては、8.5人となっております。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。(なしの声あり) ないようですので、16ページ。2項 児童福祉費 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、4款 衛生費に入ります。17ページ。1項 保健衛生費 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、同ページ。3項 水道費 ありませんか。はい、鳴海議員。

○11番(鳴海修司君) 11番鳴海です。自家水源の著しい減水で枯渇及び水質の心配はないのでしょうか。

○議長(芳住革二君) 坂東建設水道課長。

○建設水道課長(坂東桂治君) お答え申し上げます。水質検査は個人の井戸であっても、毎年やっております。その結果を見ますと、現在のところ心配ないと。ただ水量だけが心配だという相談を受けまして、このたび受水槽を設けて水量の確保をしたい。このように考えております。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。須崎議員。

○6番(須崎栄子君) 6番須崎です。補助額については上限はありますでしょうか。

○議長(芳住革二君) 坂東建設水道課長。

○建設水道課長(坂東桂治君) 3月の議会でも議員さんから質問を受けたと思うのです。まさにその水道を引いていないところの場所でございます。この補助金の限度額は100万円を限度にしております。補助は2分の1、100万円を限度にして交付している制度でございます。

○議長(芳住革二君) ほかに、ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、5款 農林水産業費 に入ります。18ページから19ページ。1項 農業費 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、20ページ。2項 林業費 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、同ページ。3項 水産業費 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、6款 商工費 に入ります。21ページ。1項 商工費 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、7款 土木費 に入ります。22ページ。1項 道路橋梁費 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、同ページ。3項 住宅費 ありませんか。(な

し(なしの声あり)ないようですので、23ページ。4項 下水道費 ありませんか。(なしの声あり)ないようですので、8款 消防費 に入ります。23ページ。1項 消防費 ありませんか。はい、堤議員。

○2番(堤俊昭君) 消防費ですけれども、職員が若干不足の状況で、1年過ごさずだろうと思いますけれども、途中で募集をかけると、あるいは採用する方法もあつたらうと思えますけれども、その点は如何ですか。

○議長(芳住革二君) はい、中村総務課長。

○総務課長(中村義弘君) 今回の採用につきましては、退職職員がおりまして、その職員の退職する前の1年間、消防学校等があるものですから、そのために、1年先ぐいと言いますか、先に採用しておいて、そして、退職されるというものでございました。ところが、予定していた方が、国家試験が受からなかったことで、実は次年度に延びたということでございます。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。(なしの声あり)ないようですので、9款 教育費 に入ります。24ページ。1項 教育総務費 ありませんか。(なしの声あり)ないようですので、25ページ。4項 認定子ども園費 ありませんか。(なしの声あり)ないようですので、26ページ。5項 社会教育費 ありませんか。はい、武田議員。

○5番(武田修一君) レ・コード館事業推進費の中の備品購入費の6000円、今回はピアノ購入の利子ということで6000円になっておりますけれども、レ・コード館にあるピアノを更新するということでありました。これまで今まで使っていたピアノの修理代あるいは修理の回数ですね。年間どれぐらい費やしていたのかという点についてお伺いいたします。

○議長(芳住革二君) 山本社会教育課長。

○社会教育課長(山本政嗣君) 年間の修理代というご質問でございますけれども、特別な修繕を加えてはおりません。ただ、年間契約におきまして保守とピアノの状態を見ていただくことと、調律を合わせまして年間で15万円ほどの予算を毎年措置させていただいております。

○議長(芳住革二君) はい、武田議員。

○5番(武田修一君) 実績として、このピアノで町民が使ったり、発表会に使ったりというのは年に何日ぐらいの回数になるのでしょうか。

○議長(芳住革二君) 山本社会教育課長。

○社会教育課長(山本政嗣君) 平成27年の実績で申し上げますと、貸館を申し上げてピアノを利用された回数は18回。大体多くても20回程度。ただし、これは貸館に限った回数でございますので、レ・コード館に根付いておりますジュニアジャズバンドあるいは中学校の合唱祭におけるピアノ伴奏。そういった町が関連します行事での使用も含めると、年間40回から45回ほどピアノを活用させていただいております。

○議長(芳住革二君) はい、武田議員。

○5番(武田修一君) いつでしたか、プロの音楽家の人がレ・コード館の発表会か何か、音楽祭か何かの時に、このレ・コード館にあるピアノは非常に素晴らしいグレードの高いピアノだということを、そのピアノがここにあるということを大変驚いたと共に町民は誇ってよいことなのだよということ。言われたと思いますけども、今度のピアノもそれに等しいようなグレードのものなのでしょうか。だとしたら、やはりその辺のこともPRしていてもよいのかなと思いますけど如何でしょうか。

○議長(芳住革二君) 山本社会教育課長。

○社会教育課長(山本政嗣君) ご質問いただきましたように、現在配備しておりますピアノにつきましては、先般道新の方でも取り上げていただきましたけれども、オーストリア製のベーゼンドルファー社製ということで、ピアニストのザイラーさんの方から譲っていただいたピアノでございます。音大の関係する教授の先生、それからピアノの講師をされているアメリカで、講師をされている方々の評価をお伺いしても、やはりこの規模のホールにオーストリア製のベーゼンドルファーのピアノがあるということについては、まさに音楽によるまちづくりを推進していく上での特徴なんだろうなという評価も実はいただいております。今回使っておりましたピアノが、ピアノの心臓部が故障しているということで、更新をさせていただく訳でありますけれども、新しく配備しようとするのは、ドイツ製のスタインウェイという会社のピアノでございます。これは現在のベーゼンドルファーに勝るとも劣らないピアノの王様と言われているようなメーカーのピアノを今回配備させていただく計画をさせていただいております。

○議長(芳住革二君) ほかに、ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、27ページ。6項 保健体育費 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、前に戻り8ページをお開きください。歳入に入ります。歳入はページごと一括して行きます。13款 国庫支出金、14款 道支出金 15款 財産収入ありませんか。はい、但野議員。

○4番(但野裕之君) 4番但野です。15款財産収入の不動産売買収入の部分でお伺いします。この物件に関しては、公募をかけたようなことが私、見受けられなかったのですが、公募をかけたのか、かけなかったのか。

○議長(芳住革二君) はい、坂東建設水道課長。

○建設水道課長(坂東桂治君) お答えいたします。これから本議会で予算を審議していただいて、予算を可決していただいたなら、用地確定測量いたしまして、面積を確定し、そして公募をかけて入札をしたいと考えてございます。

○議長(芳住革二君) はい、武田議員。

○5番(武田修一君) 同じく15款ですけども、今回十分に説明を聞く時間がありませんでしたので、ちょっとお伺いしますけれども、この当該地の中央町の町有地の利用価値、町有地としての利用価値等の議論はどのようにされたのかどうか、それからどういう理由で売り払いということの判断をされたのか。という点についてお伺いします。

○議長(芳住革二君) 坂東建設水道課長。

○建設水道課長(坂東桂治君) 予算提案の時に総務課長の方からも説明ありましたように、幸寿しさんがありまして、そこに踏切があって、さらに山側に進みますと、西條マンションがあります。その道路向かいの土地を売却しようとするものでございます。この土地につきましては、何か使うという町の計画もございませんし、今までも使ってなかったし、今後においてもそういう計画がないという土地でございました。その中で、この土地を買いたいという方が現れました。そこに住宅を建てて住みたい。そういう相談があったのです。その相談を受けて、このたび売ろうということになったのですが、もちろん先ほど説明申し上げたように、公募をかけて入札するという大前提がありますので、この方に行くかどうかは別として、その方が土地としては有効活用していただけるのではないかと判断に基づいて、このたび売ろうとしたものでございます。

○議長(芳住革二君) はい、武田議員。

○5番(武田修一君) 町民への周知はどのようなスケジュールで周知されますか。

○議長(芳住革二君) はい、坂東建設水道課長。

○建設水道課長(坂東桂治君) 先ほども申し上げましたように、面積を確定して、それから駐在員文書になろうかと思いますが、全町的にチラシを配布しまして、こういう土地を公募かけたいのだという周知をしたいと思います。そして、申込者がいるかどうか期限決めて、入札執行日を決めたいと思っております。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。はい、但野議員。

○4番(但野裕之君) その部分に触れますが、今の説明では、町内における周知という形で聞こえたのですが、新冠町に住みたい方は、町外にもいると思うのですが、町外に対しては、その部分はPRはしないのでしょうか。

○議長(芳住革二君) はい、坂東建設水道課長。

○建設水道課長(坂東桂治君) 现阶段では町内住民にと考えていたのです。ただ、もう少し時間ありますので、例えばホームページという方法も今ありますので、もう少しその辺考えてみたいと思います。基本的には町民にと考えています。

○議長(芳住革二君) ほかに、ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、9ページ。16款 寄附金 17款 繰入金 18款 繰越金 19款 諸収入 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、歳入・歳出全般にわたって、ありませんか。鳴海議員。

○11番(鳴海修司君) 2003年の台風10号災害について、当町への義援金を全国から1億2900万円ほどいただいております。このたびの熊本地震災への支援予算措置がされておりましたが、東日本大震災同様、北海道町村会による各町村100万円程度の負担とする義援金となるのか。あるいは町の単独義援とするのか。または現時点で義援金は考えていないのか。伺うとともに、このたびも職員派遣による支援を考えているのか伺います。

○議長(芳住革二君) 中村副町長。

○副町長(中村修二君) ご質問にお答えしたいと思います。今回、北海道町村会の方で

全道1000万円被災地の方に寄附をするということで、決定になったようございまして、それ以外の市町村それぞれどうするかについては、それぞれ市町村が判断するというようになっております。日高管内どうするかということで、管内の集まりがあった時に聞いてみましたけれども、それぞれつながりのあるような市町村については、独自に寄附をするという計画があるようすけども、それ以外のところでは、町の予算を使いながら、被災地の方に寄附をするというような動きはありませんでした。町の方でも町村会の方で、一括をして寄附をされているということですから、町としては、寄附は行いませんけれども、任意の形になりますけれども、町の職員の互助会ですか。互助会等でカンパ金を集めまして、被災地の方に支援したとしております。それから職員の派遣については、東北の大震災の時には、町の方からも支援ということで職員を派遣いたしましたけれども、今回の被災については、職員を派遣する予定はございません。

○議長(芳住革二君) はい、鳴海議員。

○11番(鳴海修司君) わかりました。ただ互助会という話が出たのですけども、町として義援金をいただいておりますよね。台風10号災害の時に。ですから、ちょっとそれとは別かなと思うのですが、日高町も義援金をいただいていると思うのですけど、日高町さんもそういう形の義援金、町としての義援金は出さないということ、言っておりましたか。

○議長(芳住革二君) 中村副町長。

○副町長(中村修二君) 管内で情報交換した際には、日高町でもそのような予定はないというようなお話はしておりました。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。長浜議員。

○10番(長浜謙太郎君) 10番長浜です。先ほども触れられておりましたが、グランドピアノの件ですけども、今ある古いピアノの処遇と言いますか、取り扱いはどうなるのでしょうか。

○議長(芳住革二君) 山本社会教育課長。

○社会教育課長(山本政嗣君) 今回新たに購入させていただきますピアノにつきましては、出入りをお願いしております、いわゆるピアノの保守をお願いしております、先程申し上げましたスタインウェイ社のピアノの販売店の楽器店からの1年落ちの中古品を買わせていただくことを計画をしております。したがって、更新の際には、そのピアノを下取っていただく形の中で引き取っていただくことを考えております。

○議長(芳住革二君) ほかに、ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第31号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第32号 平成28年度新冠町下水道事業 特別会計補正予算

○議長(芳住革二君) 日程第4 議案第32号 平成28年度新冠町下水道事業 特別会計補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。はい、鳴海議員。

○11番(鳴海修司君) 6ページでお伺いします。施設管理費ポンプ維持工事の中で、説明では、高江～節婦間の延長が長いため硫化水素が著しく発生してポンプ破損につながったと言われましたが、途中で中間処理施設を新設する必要はないのでしょうか。同様のことが繰り返されるばかりでなく、建物本体の劣化と人身事故も危惧いたしますが、そういう恐れはないですか。大丈夫でしょうか。

○議長(芳住革二君) 坂東建設水道課長。

○建設水道課長(坂東桂治君) 現在のところ、途中で中間施設ということは考えていないのですが、長寿命化計画をこれから下水道もやり始めるのです。その中で、そういう必要がないかどうか。この辺専門家の意見を聞きながら、対応策を考えていきたい。勉強したいと思っています。

○議長(芳住革二君) ほかに、ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。引き続き、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第32号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第33号 平成28年度新冠町介護サービス特別会計 事業勘定補正予算

○議長(芳住革二君) 日程第5 議案第33号 平成28年度新冠町介護サービス特別会計 事業勘定補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。引き続き、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第33号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第34号 平成28年度新冠町立国民健康保険診療所事業 特別会計補正予算

○議長(芳住革二君) 日程第6 議案第34号 平成28年度新冠町立国民健康保険診療所事業 特別会計補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。はい、竹中議員。

○1番(竹中進一君) 1番竹中です。医業費の6ページ、13節委託料。これはあの長年懸案となっております医療の関係で、元々は電子カルテという方向で進んでいたと思うのですが、今回はちょっとそれと違ったような形で整備されるようではございますけれども、この効果というか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○議長(芳住革二君) 坂本診療所事務長。

○診療所事務長(坂本隆二君) 当初、新ひだか町との医療連携の協定の中で、新冠町の入院患者を受け入れをお願いするという中で、新ひだか町としましては、新冠町の患者さんの医療情報を共有化したいということから、新冠町に対して電子化を求めたいというのが、協定の中の条件に1つございました。そのため、電子カルテの導入ということで、当初検討してございましたけれども、すでに新ひだか町で導入しております電子カルテ、これを新冠診療所に加工するということとなりますと、1億円以上の経費が掛かるというような判断になりましたので、これについては、やはり費用が多額であるということで、電子カルテの導入は見送ったという背景がございます。しかしながら、医療情報を共有化するということとなりますと、現在当町におきましては、レントゲン、CT、内視鏡、そういった画像データにつきましては、従来のフィルムあるいは紙、そういったベースでの情報処理しか出来てございませんので、新ひだか町における医療機関の中では、これを電子化したPACS(パックス)と言われるシステムこれを用いてございますので、当町においても、そのPACSと言われる電子処理をしたもの。これを導入していただきたいというようなことになってございます。今回このPACSシステムというものを導入しようということで考えてございますけれども、やはり、医療に関わる問題でございますので、人命が優先されるということで、医療情報の共有化というのは人命に関わるものだと。ということで最優先されるということでございますけれども、それ以外にもこの情報が、新ひだかと共有されることによって、当町からの入院それから退院された後の当町での診療それに役立つということで、導入を決めたということでございます。

○議長(芳住革二君) はい、竹中議員。

○1番(竹中進一君) では、新ひだか町の医療機関も当初、電子カルテで進んでいたのだけれども、PACSに切り替えたことでの理解でよろしいですか。新ひだか町も。それで新ひだか町の方ではバーチャル病院構想というものが一昨年辺りから打ち出して、それに新冠も加わってはどうかということなのではございますけれども、その辺りとの関連はどのようになっていますか。

○議長(芳住革二君) はい、坂本診療所事務長。

○診療所事務長(坂本隆二君) 新ひだか町におきましては、電子カルテを導入してございますけれども、その電子カルテの下にあると言いますか、例えばエックス線、あるいは内視鏡、CT等のデータも電子化をしたもの。PACSというものも電子カルテのほかに導入してございますので、当町においては、電子カルテは導入しませんが、そのPACSと言われる画像処理のシステムを導入するということになってございます。新ひだ

か町内におきましては、町立静内病院それから三石国保病院これらは、PACS、電子カルテの導入はされておりますけども、総合バーチャル病院構想の中で、新ひだか町内すべての病院が、連携されているかという、まだそこには至っていないと。町立静内病院と三石国保病院というふうに聞いてございます。

○議長(芳住革二君) はい、竹中議員。

○1番(竹中進一君) 電子カルテの世界というのは、ぼくもちょっとよく分かっていませんけれども、富士通とNEC系があつて、それぞれ互換性が全く無くて、互換のやり取りをするのであれば、札幌かどこかのセンターを通さなければ、情報のやり取りが出来ないことで、縄張り争いがものすごいのです。それで、そういったことの心配は、恐らくメーカーはもちろんないじゃないかと思えますけれども、このPACSというのは、未来永劫大丈夫なのでしょうか。これでずっといけるのか。仮にもう時代遅れでやはり最終的に電子カルテでなければ対応できないことのような事態が発生したら、ここで最初は1000万円台かなと思ったのが、3000万と出て来たのでびっくりしましたが、この3000万もムダになってしまうことはないということよろしいですか。

○議長(芳住革二君) はい、坂本診療所事務長。

○診療所事務長(坂本隆二君) ご心配のように、電子カルテについては互換性が非常に薄いということで、非常に経費が掛かるということが言われてございます。このPACSにつきましては、共通するコンバートをかけると言いますか、DICOM(ダイコム)と言われる世界共通のシステムがありまして、そこにデータをDICOMというものに切り替えまして、そして共通化されていると。現在それが普及されているということになってございますので、その電子カルテのようないわゆる縄張り争い、そういったことにはつながっていないと考えています。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。武藤議員。

○9番(武藤勝罔君) 9番武藤です。今、同僚議員から出ましたので、若干だぶらないように質問したいのですが、まず、この金額から聞きますけども3345万9000円、この金額は今年度単年度措置の金額か、あるいは将来的に来年度以降も関わるのであれば、来年度以降も掛かる見込み額ですね。これをお願いしたいと思いますので、それから2つめは、この金額については新冠町の負担で、静内との関係でどれくらい掛かっていて、この部分が新冠町の負担額なのか、そこら辺の関係についてお願いしたいと思います。それと3点目は、今もいろいろ説明があつたのですが、このシステム導入による利点を簡単をお願いしたいのですけど。以上です。

○議長(芳住革二君) はい、坂本診療所事務長。

○診療所事務長(坂本隆二君) まず1点目、3345万9000円今年度計上しております予算でございまして、これは初年度整備の事業費ということでございまして、来年度以降掛かってくる経費といたしましては、保守点検の業務というものが費用が掛かってると考えてございます。現時点では年額300万円ほどの維持費用が掛かるだろう

と試算してございますけれども、このPACSシステムこれについては画像処理のシステムだけではなくて、医事会計で使っておりますコンピューター。これの整備も含まれてございまして、現在その医事会計コンピューターの年間の保守料が240万ほどということでございますので60万円くらいの増額は見込まれてございますけれども、次年度以降掛かる費用としては、そういったところが見込まれてございます。新ひだか町の負担はということでございますけれども、今回につきましては、当町の診療所における費用だけということになってございますので、新ひだか町にかかる経費はございません。それからシステム導入の効果というようなことでございますけれども、今回このシステムを導入することによりまして、エックス線、レントゲンあるいはCTそういったもののフィルムが必要なくなるということがございます。さらには、これらについてはフィルムレス化ということで、診療報酬の加算も受けられることになってございます。それら試算もしてございますけれども、フィルムレス化による診療報酬の加算は、年間80万円程度の収入増が見込まれると。それからフィルムの購入費用につきましては、年間60万円程度掛かってございますので、それが軽減されるというような状況でございます。

○議長(芳住革二君) ほかに、ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。引き続き、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。武藤議員。

○9番(武藤勝因君) いろいろ今も説明聞いたのですが、これだけの金額を投入して、本当に新冠の診療所の医療活動を進めていく上で、必要なかどうかという点で、非常に疑問なのですよね。實際上その新ひだかにお世話になるのは・・・外来は新冠診療所で処理出来る訳ですね。それ以外の関係、新冠診療所で入院せざるを得ない判断した患者を新ひだかをお願いして、そして診ることで件数としてはそんなになんかと思うのですが、そういうのにこれだけの金額を掛けるのは本当に新冠の医療活動を進めていく上ではそんなに現在、求められているようなあれでないと思うので、当初の負担金3400万ですね。そして、今回3300万、これは当初予算ですから、これからさらに若干上積みされると思うのですよ。これを毎年進めて、これだけの金額を投入するのは、新冠の医療活動を進めていく上では当面必要ないと。だからもし、やるのであれば、新ひだか町の医療バーチャル構想そこら辺はつきりしてから投入しても時期には遅くないじゃないかと思ひまして、この3345万9千円を投入する予算には反対したいと思います。

○議長(芳住革二君) 賛成討論の発言を許可します。鳴海議員。

○11番(鳴海修司君) 無床化とした経緯、それと新冠町民の安心・安全確保を保つためには、この予算は必要だと思ひ賛成いたします。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第34号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議員派遣の件

○議長(芳住革二君) 日程第7 議員派遣の件 を議題といたします。お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにご異議ございませんか。(なしの声あり) ご異議なしと認めます。よって、「議員派遣の件」は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

◎日程第8 発議第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書の提出について

○議長(芳住革二君) 日程第8 発議第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 堤 俊昭 議員。

○2番(堤俊昭君) 発議第1号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書の提案内容について説明させていただきます。本意見書は竹中進一議員を賛成者として、地方自治法第99条の規定により別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものです。次ページをお開き下さい。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書

日本の教育に関わる公財政教育支出は、対GDP比においてOECD加盟34カ国の平均が4.7%に対し3.5%と大きく下回り、加盟国中、最下位となっている。その一方で、子ども一人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にある。このことは、日本の教育に関わる公的支出の貧困さを証明するものである。また、厚労省から発表された12年度の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は16.3%と約6人に1人、ひとり親家庭にいたっては54.6%と2人に1人以上となっている。このような状況の中、子どもたちの「貧困と格差」は一層拡大し、経済的な理由によって進学・就学を断念するなど、「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権も保障されない状況となっている。教育現場では、未だに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費などの保護者負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が生じている。また、「高校

授業料無償制度」所得制限や、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪など、子どもたちの「貧困と格差」は一層拡大し、経済的な理由によって進学・就学を断念することに繋がるなど、「教育の機会均等」に影響を及ぼしている。また、義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっている。2016年度文科省予算では、財源不足などを理由に、義務標準法改正を伴う教職員定数改善は見送られた。子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、義務標準法の改正を伴う「教職員定数の改善」と「学級基準編製の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠である。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有している。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要である。これらことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、以下の項目について充実を図るよう要請する。

1 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元されるよう要請する。

2 「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生～中学校3年生の学級編制標準を順次改定すること。また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う教職員定数改善の早期実現、及び必要な予算の確保・拡充を図るよう要請する。

3 子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現するよう要請する。

4 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うよう要請する。

5 経済的な理由により子どもたちが進学・就学を断念するなどの「子どもの貧困」を解消するため、国の責任において、就学援助制度の堅持、教育予算の十分な確保・拡充するとともに、返還義務を伴わない給付型奨学金などの拡充を行うよう要請する。

6 高校授業料無償制度への所得制限撤廃、及び朝鮮学校の授業料無償化適用除外の撤回が実現されるよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものです。意見書提出機関は掲載の通りです。以上が、発議第1号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書です。審議の上、採択下さいますようよろしくお願いいたします。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第1号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を

許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、発議第1号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第9 発議第2号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について

○議長(芳住革二君) 日程第9 発議第2号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 竹中 進一 議員。

○1番(竹中進一君) 発議第2号、道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提案内容について説明させていただきます。本意見書は、堤俊昭議員を賛成者として、地方自治法第99条の規定により別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、提出するものです。次ページをお開き下さい。

道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

道教委は、「新たな高校教育に関する指針(2006年)」にもとづき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、「望ましい学級規模」を「40人学級で4～8学級」として、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきた。これによって、2007年以降、現在までに全道で24校が募集停止、21校が再編・統合による削減となることが決定している。

「配置計画」で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減する現象が生じている。さらに子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっている。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれかねないといった実態も報告されている。昨年度、道教委は「配置計画」において、奥尻高校を町立移管とし今後もさらに地方の小規模校を自治体へ移管する考えを示した。これは、全道の子どもたちに等しく後期中等教育を保障する教育行政としての責任を放棄していると言える。北海道では、「貧困と格差」の固定化・拡大、地方の人口減少など、社会状況が大きく変化しており、こうした中で「指針」策定から9年が経過している。この間、「募集停止」「再編統合」など「計画」により地元から高校が無くなったことで、遠距離通学や下宿生活などにより子ども・保護者に身体的・精神的・経済的負担増を強いている。これはそのまま「地方の切り捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながる。したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業

者数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきである。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要である。以上の趣旨にもとづき、次の事項について要請する。

1 道教委が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。

2 「公立高校配置計画」については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。

3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。

4 しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものです。意見書提出関係機関は掲載の通りです。以上が発議第2号道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書です。ご審議の上、採択下さいますようお願いいたします。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第2号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、発議第2号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。暫時休憩します。再開は午後3時40分とします。

(休憩 15時23分)

(再開 15時40分)

◎日程第10 発議第3号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について

○議長(芳住革二君) 休憩前に引き続き会議を再開します。日程第10 発議第3号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 秋山三津男 議員。

○8番(秋山三津男君) 発議第3号平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提案内容について説明させていただきます。本意見書は、堤俊昭議員を賛成者として、地方自治法第99条の規定により、別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものです。次のページをお開き下さい。

平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、「働く貧困層＝ワーキングプア」の解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものである。労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。総務省「就業構造基本調査」によると、道内の非正規労働者数は約96万人、雇用労働者の約43%(全国2番目)と高く、労働政策研究・研修機構が実施した「多様な就業形態に関する実態調査」においても、かつての家計補助者という位置付けから、3分の1が家計維持者へシフトしている。また、若年労働者数は、この10年間で3割も減少する一方で、4割が非正規雇用であり、少子化の加速によって、税・社会保障の担い手が減少している。加えて、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる道内労働者も48万人近くに増加し、割合も3割を超えている現状にある。平成22年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」との合意をしており、北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、上記引き上げに向けた目標設定の合意を2年連続で表記した。最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成28年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

1 「雇用戦略対話合意」に基づき、早期に800円を確保し、平成32年までに全国平均1,000円に到達することができるよう、平成27年度北海道地方最低賃金審議会答申を十分尊重し、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額882円)を下回らないよう、適切な水準を確保すること。

3 最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を行うよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものです。意見書提出関係機関は掲載の通りです。以上が発議第3号平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書です。ご審議の上、ご採択いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第3号に対する

質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、発議第3号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第11 発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長(芳住革二君) 日程第11 発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 武藤 勝圀 議員。

○9番(武藤勝圀君) 発議第4号地方財政の充実・強化を求める意見書の提案内容について、説明させていただきます。本意見書は秋山三津男議員を賛成者として、地方自治法第99条の規定により別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものです。次のページをお開き下さい。

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面している。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要がある。こうした状況にも関わらず、社会保障と地方財政を二大ターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速している。特に、今年度から開始された「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小が危惧されるものとなっている。「インセンティブ改革」とあわせて、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものである。本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。このため、2017年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要である。このため、政府に以下の事項の実現を求める。

- 1 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへ

の対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。

3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止すること。

4 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

5 地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

6 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「重点課題対応分」および「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。

7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものです。意見書提出関係機関は掲載の通りです。以上が発議第4号地方財政の充実・強化を求める意見書です。ご審議の上採択下さいませようよろしくお願いいたします。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第4号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、発議第4号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第12 発議第5号 医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書の提出について

○議長(芳住革二君) 日程第12 発議第5号 医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出

者 氏家 良美 議員。

○3番(氏家良美君) 発議第5号医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書の提案内容について説明させていただきます。本意見書は長浜謙太郎議員を賛成者として、地方自治法第99条の規定により、別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものです。次ページをお開き下さい。

医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書

社会保険診療に係る消費税は、現在非課税とされているが、医療機関等が診療を行うために仕入れる医薬品等に係る消費税は控除対象外とされ、これまでに社会保険診療報酬へ消費税相当額分の上乗せ措置が行われてきた。しかし、この仕組みは、社会保険診療報酬への上乗せが適切に反映されていないことや、医療機関ごとの仕入れの実態に対応できないことから、消費税負担が医療機関の経営を圧迫しており、医療機関の自助努力により地域医療提供体制が辛うじて維持されているのが実態である。これは地域医療の最後の砦とされる自治体病院も例外ではなく、病院経営に深刻な影響を及ぼし、地方財政を圧迫する要因にもなっている。また、社会保険診療報酬は消費税非課税であるにも関わらず、消費税相当分の上乗せ措置が行われていることは、患者・被保険者及び保険者に対し、患者負担や保険料として一定の負担を生じさせており不合理である。このまま消費税率が引き上げられれば、社会保障の充実・維持を目的とする消費税率引き上げにより、むしろ地域医療提供体制の崩壊がもたらされる結果になりかねず、国民の健康を守るためには、この問題を早急に解消することが喫緊の重要課題である。よって、国においては、将来にわたり安全・安心な医療制度を提供するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1 国民と医療機関等に不合理な負担を生じさせている医療等に係る消費税問題の抜本的解決を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。意見書提出関係機関は、掲載の通りです。以上が発議第5号医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書です。ご審議の上、採択下さいますようお願いいたします。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第5号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、発議第5号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第13 発議第6号 子ども・子育て支援新制度に対する意見書の提出について

○議長(芳住革二君) 日程第13 発議第6号 子ども・子育て支援新制度に対する意

見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 長浜謙太郎 議員。

○10番(長浜謙太郎君) 発議第6号子ども・子育て支援新制度に対する意見書の提案内容について説明させていただきます。本意見書は、氏家良美議員を賛成者として、地方自治法第99条の規定により別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものです。次ページをお開き下さい。

子ども・子育て支援新制度に対する意見書

平成27年4月、「子ども・子育て支援新制度」(以下、「新制度」という。)が施行された。新制度では消費税を財源に、保育の「量的拡大」及び「質の改善」を目指しているが、財源確保も含めて未だ十分とは言えない現状である。よって、国においては、新制度の実施主体である地方自治体が十分に役割を果たし、全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図るとする、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ、取り組みの一層の推進を図られるよう、次の事項について強く要望する。

1 どの地域においても等しく安心して子育てが出来るよう、国の責任において新制度を円滑に施行するための財源を確保すること。

2 保育所の運営については、保育士の配置基準・賃金水準の更なる見直しなど、勤務環境や処遇の改善を図られるよう、必要な措置を講ずること。

3 保育料など子育てに係る経済的負担の軽減策を講ずること。特に、多子世帯に対する保育料軽減については、所得制限を緩和するなど、拡充に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものです。意見書提出関係機関は、掲載の通りです。以上が発議第6号子ども・子育て支援新制度に対する意見書です。ご審議の上、採択下さいませようよろしくお願い致します。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第6号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないので、討論を終結いたします。これより、発議第6号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第14 発議第7号 TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書の提出について

○議長(芳住革二君) 日程第14 発議第7号 TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 武藤 勝罔 議員。

○9番(武藤勝罔君) 発議第7号TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書の

提案内容について、説明させていただきます。本意見書は、堤俊昭議員を賛成者として地方自治法第99条の規定により、別紙意見書を新冠町会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものです。次ページをお開き下さい。

TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書

TPP(環太平洋経済連携協定)は、重要5品目の3割の関税を撤廃するほか、米の輸入枠の拡大、牛・豚肉での関税引き下げなどの大幅な譲歩を行おうとしている。加えて、その他農産品では98%の関税撤廃を合意しており、本道の農業生産にとって重大な影響が懸念される。政府はTPPの第190回通常国会での承認を見送らざるをえなかったものの、参議院選挙後の臨時国会での早期承認を狙っている。第190回通常国会のわずかな審議の中からも、①TPP協定には関税の撤廃・削減をしない「除外」規定が一切存在しないこと、②付属書で、日本だけが農産物輸出大国5カ国との間でさらなる関税撤廃に向けた見直し協議を特別に義務付けられていること、③一切手を付けさせなかったという155の細目も、品目で見れば「無傷」のものはただの一つもないという事実を、政府も認めざるをえなかった。これらの内容が「農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする」と(2013年4月18日・19日衆参農林水産委員会)とした国会決議に違反していることは明らかである。よって、国会決議に違反するTPP協定の国会批准をしないことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものです。意見書提出関係機関は掲載の通りです。以上が発議第7号TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書です。ご審議の上、採択下さいますようお願いいたします。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第7号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。はい、鳴海議員。

○11番(鳴海修司君) TPP協定の国会批准をしないことを求める本意見書は、TPP協定項目すべてを否定し、TPP協定からの撤退を意味するものと捉えてよろしいでしょうか。

○議長(芳住革二君) 武藤議員。

○9番(武藤勝罔君) そうですね。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。はい、氏家議員。

○3番(氏家良美君) TPPの大筋合意に伴い、当町においても国の関連対策の一環として、すでに担い手確保、経営強化支援事業畜産クラスター事業の拡充などの周知・調査・要望を行っており、このタイミングでの国会批准をしないとする本意見書の案は、行政をはじめ関係機関や関係者に困惑と不信感を与えるとの観点から、反対いたします。

○議長(芳住革二君) 賛成討論の発言を許可いたします。ありませんか。はい、竹中議員。

○1番(竹中進一君) このTPP問題は新冠町農協の総会時においても反対ということで決議が出されており、この農業文化の新冠の地域を基幹産業であります農業に対する甚大な影響それとまた、医療関係に関することとまだまだ不透明な面がございますし、なかなかこの地域にとっては、有利な状況にはなっていないということも見通せます。したがって賛成の立場で発言いたします。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。ないようですので、討論を終結いたします。これより、発議第7号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手少数であります。よって、発議第7号は否決されました。

◎日程第15 会議案第4号 閉会中の継続調査について

◎日程第16 会議案第5号 閉会中の継続調査について

○議長(芳住革二君) 日程第15 会議案第4号、日程第16 会議案第5号 以上2件を一括議題といたします。総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに、ご異議ございませんか。(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって、会議案第4号、会議案第5号は、申し出のとおり継続調査することに決定しました。これをもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。お諮りします。新冠町議会会議規則第7条の規定により、平成28年第2回新冠町議会定例会を、本日で閉会いたしたいと思えます。ご異議ございませんか。(異議なしの声あり) ご異議ないものと認めます。

◎閉議宣告

○議長(芳住革二君) 本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会宣言

○議長(芳住革二君) これをもって、平成28年第2回新冠町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(16時 8分 散会)